報告書(公表版)

令和6年4月11日

熊本県旅行助成事業「くまもと再発見の旅」調査委員会

熊本県知事 蒲島郁夫 様

本報告書は、令和5年9月7日付け「熊本県旅行助成事業の不適切な運用に関する 県幹部の見逃し指示につきまして(通報)」による外部通報に係る通報対象事実につ いて公平かつ中立な観点から客観的な調査等を行った結果を報告するものである。

熊本県においては、公益通報者保護法を順守し、通報者を特定したり、通報者と思われる職員に対して公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないようにすること。

令和6年4月11日

熊本県旅行助成事業「くまもと再発見の旅」調査委員会

委員長 猿 渡 健 司

委員長代理 渡 辺 絵 美

委 員 丸 住 朋 枝

目次

第1章	調査委員会の概要 1
第1	設置の経緯
第2	当委員会の目的1
第3	当委員会の構成1
1	委員 1
2	事務局 1
3	当委員会の独立性 1
第2章	調査の概要 2
第	1 県による調査2
第	2 当委員会の調査2
	1 調査方針2
	2 関係資料の収集2
	3 ヒアリング2
第3	当委員会の開催状況2
第4	当委員会による調査の性質
第3章	調査結果 4
第1	通報内容4
第2	関係法令等6
1	旅行業法 6
2	旅行業法施行規則 8
3	旅行業法施行要領 8
第3	認定した事実 9
1	関係者 9
2	くまもと再発見の旅の開始 9
3	地域観光事業支援の開始 10

4	県における地域観光事業支援の活用	10
5	くまもと再発見の旅(第2弾)の記者会見	12
6	本件日帰り旅行助成事業のマニュアル	13
7	助成要件の周知	16
8	GoTo トラベル事業	17
9	事務局の「GoTo トラベルと同様とする」との認識内容	20
10	観光振興課の「GoTo トラベルと同様とする」とした後の検討状況	20
11	TKUヒューマンの商品の造成	22
12	疑義に対する県の対応	27
第4	通報内容に対する判断	47
1	総論	47
2	不適切受給があったことについて	47
3	不適切受給を前提とした見逃し指示があったことについて	54
4	不適切受給を見逃したことにより県民に損害を与えたことについて	56
第 5	県の対応の問題点	56
1 IJ	本件日帰り旅行助成事業の助成要件(以下、「本件助成要件」という。)の決定 員や決定過程を書面化しなかったこと	
2	GoTo トラベルと同様にするとの取扱いを旅行業者に周知しなかったこと	58
3	正確性を欠く報告書の作成や報告、伝達が行われたこと	60
4	県が助成要件やその周知状況について検証せずに、旅行業者が不適切受給をした	. と
践	所定したこと	63
第4章	提言	66
第1	検証できる体制づくり	66
第2	疑義が生じた場合の姿勢	66
第3	旅行業者への名誉回復措置の実施	67
《別紙》	収集資料一覧	68

第1章 調査委員会の概要

第1 設置の経緯

令和5年9月7日付けで、通報者により、熊本県警記者クラブ所属報道機関各社に対して、公益通報者保護法による外部通報を行うとして「熊本県旅行助成事業の不適切な運用に関する県幹部の見逃し指示につきまして(通報)」と題する書面が送付された(以下、「本件公益通報」という。)。本件公益通報は、第三者機関(捜査機関)による調査を求めるものであったが、熊本県(以下、「県」という。)としても、公平かつ中立な観点から専門的な知見を持つ第三者による客観的な調査・分析を行うため、令和5年10月5日、熊本県旅行助成事業「くまもと再発見の旅」調査委員会(以下「当委員会」という。)が設置された。

第2 当委員会の目的

- 1 当委員会は、本件公益通報に係る通報対象事実について公平かつ中立な観点から客観的な調査等を行うことを目的とする。
- 2 当委員会の調査及び審議は、上記目的のもとに実施されたものであり、県以外の他の機関等の審議・判断等を何ら拘束するものではない。

第3 当委員会の構成

1 委員

当委員会の委員は、県とは代理人その他の利害関係を有しない次の弁護士 (知事の委嘱を受け就任)で構成された。なお、同日に開催された第1回調査 委員会において、委員の互選により委員長が選任され、委員長により委員長代 理が指名された。

 委員長
 猿渡
 健司
 (弁護士)

 委員長代理
 渡辺
 絵美
 (弁護士)

 委員
 丸住
 朋枝
 (弁護士)

2 事務局

当委員会は、県が保管する資料の収集、ヒアリングの日程調整、その他の庶務を総務部人事課に処理させた。なお、人事課職員には委員会運営のサポートのみを行わせ、当委員会の調査等及び意思決定には一切関与させていない。

3 当委員会の独立性

当委員会の調査及び報告書の作成にあたっては、公益通報者、県、その他の利害関係者から独立して行った。

第2章 調査の概要

第1 県による調査

当委員会が設置される以前に、県が通報内容に関する関係者ヒアリング調査等を実施していた。

第2 当委員会の調査

1 調査方針

当委員会は、前述の県が実施した関係者ヒアリング調査等の資料について提供を受けたものの、それらの資料については、事実認定の証拠として採用せず、 当委員会で、独自に調査を行った。

2 関係資料の収集

当委員会による調査で、関係者に資料の提出を求め、任意で資料の提出を受けた。

提出を受けた資料は別紙のとおりである。

なお、通報者のヒアリング結果及び通報者から提出を受けた資料については、 通報者保護の観点から、県には提出しないこととした。

3 ヒアリング

当委員会は、第3(後述)のとおり、ヒアリングを15名に計17回実施した。なお、当委員会がヒアリングを求めた関係者全員が、ヒアリングを拒否することなくヒアリングに応じた。

第3 当委員会の開催状況

当委員会は、協議及びヒアリングを行うため、合計34回の委員会を開催した。

①令和5年10月	5日(木)	第1回調査委員会(ホテル熊本テルサ)
		委員長互選、委員長代理指名
		調査方針審議・決定
②令和5年10月1	3日(金)	第2回調査委員会(県庁外会場)
		通報者代理人ヒアリング
③令和5年10月1	7 目 (火)	第3回調查委員会(県庁内会議室)
		関係者ヒアリング(県職員F)
		関係者ヒアリング(県職員I)
④令和5年10月2	3日(月)	第4回調査委員会(県庁内会議室)
		関係者ヒアリング(県職員J)
⑤令和5年10月2	7日(金)	第5回調査委員会(県庁内会議室)
		関係者ヒアリング(県幹部E)
⑥令和5年11月	1日(水)	第6回調查委員会(県庁内会議室)

			関係者ヒアリング(県幹部C)
⑦令和5年1	1月	2日(木)	第7回調査委員会(県庁内会議室)
			協議
⑧令和5年1	1月	6日(月)	第8回調査委員会(県庁内会議室)
0 A T. = T		0 11 (11)	協議
⑨令和5年1	1月1	3日(月)	第9回調査委員会(県庁外会場) 通報者ヒアリング
⑩令和5年1	1 日 1	4日(水)	通報者 C アリンク 第10回調査委員会(県庁内会議室)
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	1/11	4 1 (70)	協議
①令和5年1	1月2	22日(水)	第11回調査委員会(県庁内会議室)
			関係者ヒアリング(JTB Q氏)
220令和5年1	1月2	24日(金)	第12回調査委員会(県庁内会議室)
			関係者ヒアリング (県幹部B)
			関係者ヒアリング(県幹部A)
③令和5年1	1月2	28日(火)	第13回調查委員会(県庁内会議室)
0 45 - 5 -	0 11	- H ()	関係者ヒアリング(県職員Ⅰ)
⑭令和5年1	2月	5日(火)	第14回調査委員会(県庁内会議室)
⑤令和5年1	9月1	2 □ (¬k)	協議 第15回調査委員会(県庁内会議室)
19 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	2月1	. Э Н (/) (/	協議
16令和5年1	2月1	9日(火)	第16回調査委員会(県庁内会議室)
		,	関係者ヒアリング(JTB R氏)
⑪令和5年1	2月2	22日(金)	第17回調査委員会(県庁内会議室)
			協議
18令和5年1	2月2	8日(木)	第18回調査委員会(県庁内会議室)
	_		協議
19令和6年	1月	5日(金)	第19回調查委員会(県庁内会議室)
	1 日 1	0日(人)	協議 第 2 0 回 理本系具会(具 序内会議会)
200令和6年	1月1	2口(金)	第20回調査委員会(県庁内会議室) 関係者ヒアリング(県職員G)
②1)令和6年	1月2	2.4 Fl (7k)	第21回調査委員会(県庁内会議室)
€ 114H O 1	1 / 1 2	7 1 11 (/)(/)	関係者ヒアリング(TKUヒューマンO氏)
②令和6年	2月	2日(金)	第22回調査委員会(県庁内会議室)
			参考人ヒアリング(三浦雅生弁護士)
②令和6年	2月1	5日(木)	第23回調査委員会(県庁内会議室)
			協議
20令和6年	2月2	22日(木)	第24回調査委員会(県庁内会議室)
A A T - F:	0		協議
②令和6年	3月	1日(金)	第25回調査委員会(県庁内会議室)
			協議

26令和6年	3月	5日(火)	第26回調査委員会(県庁内会議室)
			協議
②令和6年	3月1	0 目(目)	第27回調査委員会(委員事務所)
			協議
28令和6年	3月1	5日(金)	第28回調查委員会(県庁内会議室)
			協議
29令和6年	3月1	9日(火)	第29回調査委員会(県庁内会議室)
			関係者ヒアリング(県幹部D)
			関係者ヒアリング(県職員F)
30令和6年	3月2	8日(木)	第30回調査委員会(県庁内会議室)
			協議
③10令和6年	3月3	1日(日)	第31回調査委員会(委員事務所)
			協議
32令和6年	4月	1日(月)	第32回調査委員会(委員事務所)
			協議
③令和6年	4月	5日(金)	第33回調査委員会(県庁内会議室)
			協議
34令和6年	4月1	0日(水)	第34回調査委員会(県庁内会議室)
			協議

第4 当委員会による調査の性質

当委員会は、第1章の第2記載の目的を達成するために必要と認められる調査を行った。しかし、当委員会における調査は、任意によるものであり、強制力を伴わなかったことから、それによる限界があったことは否定できない。

ただ、関係者は当委員会の目的を十分に理解した上で、調査に協力的であったと考えている。

第3章 調査結果

第1 通報内容

2023年9月7日付け「熊本県旅行助成事業の不適切な運用に関する県幹部の見逃し指示につきまして(通報)」(以下「通報書」という。)には、以下の記載がある。

参考:制度の概要(日帰り旅行)

対象:旅行業者が販売する日帰り旅行商品(自家用車及び無料バス利用による商品除

<)

要件:往復の乗車券等の移動+旅行先での消費となる食事・観光体験等のセットプラ

ン

- ①事務局の登録を受けた旅行会社が企画・実施する企画旅行であること
- ②同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと(途中離団不可)
- ③熊本県内で完結する旅程であること(県境を越える日帰り旅行は対象外)
- ④入場もしくは下車観光(体験型アクティビティ含む)、または、食事の提供のどちらかが旅程に含まれていること
- ⑤金券付プランは、金券相当額分は助成対象外とすること
- ⑥1人当たりの基本旅行代金が税込6,000円以上であること(オプショナル等を 含めた総額ではありません)

Q&A:ある地域内(フリーエリア)での自由な乗降を認める周遊切符については、宿泊旅行の際の現地での滞在の際の利用の可能性も高いことから、これを日帰り旅行として支援することはできません。他方、フリーエリアでの自由な乗降を認める周遊切符に加えて、出発地からフリーエリアまでの往復乗降券をセットにしたプラン(例えば、A駅発着で、B地区エリアまでの往復乗降券と、現地のB地区での食事や観光体験等とセットにしたプラン)については支援対象となります。

出典:「くまもと再発見の旅〜身近な人と身近な旅〜〜〜」旅行会社様向けマニュアル (宿泊旅行・日帰り旅行・教育旅行) (公社)熊本県観光連盟 事務局:「くまもと 再発見の旅」

【通報内容】

- ① A社が募集企画し、販売し、熊本県の旅行助成金を充当した日帰り旅行商品について、助成の要件を満たしておらず、また、旅行業法に抵触する恐れのある商品であったことから、複数の不適切受給の疑惑がある。
 - a. (利用できないタクシー券の販売) A社が販売したタクシー券に記載された利用規定には「(往路) 自宅から最寄りの電停・バス停までの利用が可能」「(復路) 最寄りの電停・バス停から自宅までの利用が可能」と明記しているにもかかわらず、A社はこのタクシーの使用できる区間(熊本市・合志市・菊陽町・嘉島町・益城町)に制限を設けた上で、実質的にはタクシー券が利用できない上記区間外の者にも多数販売したことにより、当該往復乗車券をセットにした商品を購入した者がタクシーを事実利用できなかった。なお、旅行助成金はタクシー券の額面を対象額として参入のうえ計算されている(タクシーを利用しなければ助成対象にならない)。当然のことながら、タクシー券の額面1,000円分は利用者が支払った旅行代金に含まれる。
 - b. (発着地同一要件未確認) タクシー券には、発地と着地が明記されていない。実際、「ご同行者と合算利用が可能」とも明記してあり、合算利用がまかり通るようなタクシー券では、旅行助成の要件となっている発着地同一(途

中離団不可)の確認が出来ない。なお、タクシーを利用して初めて旅行助成の発着地同一要件を満たすことになるにもかかわらず、一部の利用者は「A社からタクシーは利用しなくてもいいと言われた」と証言している。

- c. (旅程管理義務不履行) タクシー券には「事前にお客様ご自身で予約をお願いします」と記載されており、利用者(旅行者)が予約することになっている(もしくは、予約することなく流しのタクシーを利用することも可)。しかし、旅行会社に義務付けられている旅程管理を完遂するためには、旅行会社がタクシーを手配しなければならないと考えるものである。このことは、旅行業法に抵触する恐れがある。
- d. (旅程管理義務不履行)メールで商品購入の申請をした場合にメールで返信される「予約確認書」に、旅行の行程表が書かれていない。利用者によるとメール申し込みや銀行振り込み、郵送で手続きといった全てのサービスにおいて、旅程の説明は一切なかったとの証言がある。このことは、旅行業法に抵触する恐れがある。
- e. (書面交付義務不履行) A社が出稿している旅行商品情報やチラシ、利用者のメール申し込み先と返信対応メール、A社が利用者に郵送した予約確定票に旅行業務取扱管理者名が明記されていない。このことは、旅行業法に抵触する恐れがある。
- ② 以上の不適切な行為について、熊本県幹部がその見逃しを担当課長に指示。 担当課長がその指示に応じ、問題を指摘しなかったため、県及び県民に対し損 害を与えた。その損害額は令和5年3月30日に県が公表したA社の不適切な 受給額約2,500万円に加え、約2,000万円にのぼると推計している。

第2 関係法令等

1 旅行業法

(取引条件の説明)

- 第十二条の四 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他 旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとす る旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定めるところ により、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。
- 2 旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令・内閣府令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名、通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二条第一項に規定する全国通訳案内士(以下単に「全国通訳案内士」という。)又は同条第二項に規定する地域通訳案内士(以下

単に「地域通訳案内士」という。)の同行の有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 旅行業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令・内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

- 第十二条の五 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契 約その 他旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令・内閣府令で定め る場合を除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサ ービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行 業務取扱管理者の氏名、全国通訳案内士若しくは地域通訳案内士の同行の 有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面又は当 該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しな ければならない。
- 2 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で 定めるところにより、旅行者の承諾を得て、同項の国土交通省令・内閣府 令で定める事項を通知する措置又は当該旅行に関するサービスの提供を 受ける権利を取得させる措置であつて国土交通省令・内閣府令で定めるも のを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す る方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものにより講ずることが できる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したもの とみなす。
- 3 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く。以下この 条において同じ。)と旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省 令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提 供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事 項を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で 定めるところにより、旅行業務に関し取引をする者の承諾を得て、同項の 国土交通省令で定める事項を通知する措置であつて国土交通省令で定め るものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利 用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより講ずることができ る。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみ なす。

(企画旅行の円滑な実施のための措置)

第十二条の十 旅行業者は、企画旅行を実施する場合においては、旅行者に

対する運送等サービスの確実な提供、旅行に関する計画の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該企画旅行の円滑な実施を確保するため国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

2 旅行業法施行規則

(旅程管理のための措置)

- 第三十二条 法第十二条の十の国土交通省令で定める措置は、次のとおりと する。
- 一 旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置
- 二 旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置(本邦内の旅行であつて、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。)
- 三 旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が 生じた場合における代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受け るために必要な手続の実施その他の措置(本邦内の旅行であつて、契約の 締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行 に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交 付した場合を除く。)
- 四 旅行に関する計画における二人以上の旅行者が同一の日程により行動 することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要 な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示

3 旅行業法施行要領

- 第十二 取引条件の説明、契約書面及び広告(法第 12 条の4、第 12 条の 5、第 12 条の7及び第 12 条の8、契約規則第 3 条から第 14 条)
- 1) 取引条件の説明は、当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するもの以外の場合は、書面を交付して行わなければならない。ただし、書面を交付しなくてよい場合においても、旅行業約款若しくは料金表の掲示又はその写しの交付があることをもって取引条件の説明とすることはできない。
- 2) 旅行者からの依頼を受けて実施する企画旅行(受注型企画旅行)の契約 の締結に際し、標準旅行業約款に定めるところにより旅行者に対して企画 書面を交付した場合において、その記載内容に従った契約がなされるとき は、当該記載事項については、取引条件説明書面の交付がなされたものと して取り扱う。
- 3) 取引条件の説明を書面で行った場合において、その記載内容に従った

契約がなされたときは、当該記載事項については、法第 12 条の5第1項による「当該提供すべき旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名、通訳案内士法(昭和 24 年法律第 210 号)第2条第1項に規定する全国通訳案内士又は同条第2項に規定する地域通訳案内士の同行の有無その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面」(以下「契約書面」という。)の交付がなされたものとして取り扱う。

- 4) 契約書面は、数種の書面(領収書、確定書面(最終日程表)等)によって要件を満たすことも認められる。
- 5) 法第 12 条の5第1項に規定する「サービスの提供を受ける権利を表示した書面」とは、航空券、乗車船券、宿泊券等をいう。これらの券類によって表示されない事項は、他の書面を交付して、補わなければならない。
- 6) 法第 12 条の5第3項の書面は、数種の書面(年間契約等の基本的な 契約書及び都度発生の契約書等)によって要件を満たすことも認められる。
- 7) 法第 12 条の4第2項及び第 12 条の5第1項の「全国通訳案内士若しくは地域通訳案内士の同行の有無」は、性質上、外国人旅行者を対象に必要となるものであり、外国人を対象として実施する募集型企画旅行及び受注型企画旅行において記載すること。なお、当初から全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行を依頼されていない受注型企画旅行においては、記載することを要しない。
- 8) 企画旅行に関する広告及び取引条件の説明に使用する書面の基準については、「企画旅行に関する広告の表示基準等について」(平成 17 年 2 月 28 日付け国総旅振第 387 号) に規定するところによる。

第3 認定した事実

1 関係者

県幹部A

県幹部B

県幹部C

県幹部D

県幹部E

県職員F

県職員H

県職員I

県職員「

(役職・職位順、令和4年度当時)

2 くまもと再発見の旅の開始

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている観光 業界の支援のため、令和3年3月2日、熊本県観光戦略部(以下「観光戦略部」 という。)観光振興課(以下「観光振興課」という。)は、「くまもと再発見の旅」 と称し、県内の対象宿泊施設に県内在住者が宿泊すると、一定の金額を宿泊施 設及び旅行会社に助成する事業を開始し、同月16日から実施した。

同事業は、公益社団法人熊本県観光連盟(以下「観光連盟」という。)が実施主体となり、観光連盟が株式会社JTB熊本支店(以下「事務局」という。)に業務委託を行うというスキームで行われた。

観光連盟と事務局の間の業務委託においては、事務局の業務内容の中には、 旅行業者向けマニュアルの作成と同マニュアルの旅行業者への周知も含まれ ていた。

なお、速やかに助成金を支払うために、観光連盟を実施主体とすることとされたが、観光振興課の職員が観光連盟の職員を兼務しており(県職員としての職務専念義務は免除)、観光連盟としての意思決定は、実質的には県(観光振興課)においてなされていた。

つまり、県(観光振興課)と観光連盟は実質的に同一の関係であったといえ、 事務局との協議や事務局からの問い合わせ対応などの実務についても、観光連 盟ではなく、直接、観光振興課においてなされていた。

3 地域観光事業支援の開始

同月26日、観光庁は、「地域観光事業支援」事業を発表した。

「地域観光事業支援」とは、新型コロナウイルス感染症の感染状況がステージⅡ相当以下と判断した都道府県において、当該都道府県が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する割引及び地域限定で旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のための必要な費用を支援する事業であった。「地域観光事業支援」の支援対象となる旅行には、宿泊旅行のほかに日帰り旅行も含まれていた。

同支援事業は、マイクロツーリズムなど感染症の影響に考慮した新たな旅のスタイルへの対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与し、地域の観光需要を喚起しようとするもので、旅行業者や宿泊業者に支給する助成金の対象となる旅行商品の要件、具体的な支援内容、支援対象等の制度設計は都道府県において定めるものとされた。

この点について、地域観光事業支援のQ&A(2022/3/28時点版)には、制度設計に関する質問に対して、「答 各都道府県での支援対象等の制度設計については、(補助要綱で定める範囲内で)地域の実情を踏まえ、各都道府県においてご検討ください。」との記載もあり、地域の実情を踏まえた制度設計の検討が求められていた。

4 県における地域観光事業支援の活用

(1) 観光連盟と事務局との間で作成された協議・確認書の内容

観光振興課は、同年4月2日、同月1日以降の「くまもと再発見の旅」の宿 泊割引助成及び事務局経費について、観光庁の地域観光事業支援の国庫補助金 を活用することや新たに日帰り旅行の割引助成業務を追加することを決定し た。これにより、くまもと再発見の旅にかかる全ての費用は国庫補助金により 支出されることとなった。

そして、同日、観光戦略部と観光連盟は、日帰り旅行の実施時期について、 準備が整い次第という内容も含まれる覚書を取り交わし、観光連盟と事務局も、 新たに、協議・確認書(以下、「本件協議・確認書」という。)を締結した。 本件協議・確認書には、取り決め内容として、以下のとおり記載されていた。

「③事業概要に日帰り旅行の助成割引を新に追加

※対象期間、助成金額は別紙を参照」

「■地域観光事業支援

(目的)

- ①<u>都道府県が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する割引</u>及び地域限定で旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する。
- ⇒ (本県) ①一部実施中(宿泊助成のみ実施=「くまもと再発見の旅」、日帰 り旅行助成は未実施)

(省略)

③地域観光事業支援では、日帰り旅行も適用できることから、新たに日帰り旅行の割引助成に関する業務を追加する。

(主なポイント)

- ・対象期間は、準備が整い次第、5/31まで(4/29~5/5は除く) とする。
- ・参加する事業者の混乱を極力致さないよう、日帰り旅行の取扱いは、 国の「GoToトラベル事業」の取扱いと同様とする。
- ※日帰り旅行の助成対象は、旅行会社に限る。

(自家用車及び無料送迎バス利用による商品は除く。)

⇒事業者・利用者へのマニュアル、Q&A等は、事務局が作成すること。 (以下省略)」

観光振興課が、日帰り旅行商品の助成要件を GoTo トラベル事業の取扱いと同様とするとしたのは、「くまもと再発見の旅」において、新たに日帰り旅行を助成対象とすることとしたが、同課には、日帰り旅行を対象とする助成事業を行った経験がなく、日帰り旅行に関する助成要件を新たに、かつ、早急に構築することが困難と思われたことと、旅行業者には、GoTo トラベル事業の日帰り旅行商品を取り扱った経験のある旅行業者も多いと思われたことからであった。

このような次第で、本件協議・確認書には、「参加する事業者の混乱を極力きたさないよう」「日帰り旅行の取扱いは、国の『GoToトラベル事業』の取扱いと同様とする。」との条項が盛り込まれた。

(2) 阪急交通社の申請書類の簡略化

観光振興課は、令和3年4月頃、申請件数が多数に及ぶことから、申請の際 の添付書類の省略など申請書類の簡略化をできないだろうかと阪急交通社か ら相談を受けた。

この相談を受けて、観光振興課は、事務局に対して、阪急交通社の助成申請については、添付書類の提出を求めず、一覧表の提出でもって審査するようにとの指示をした。

この時点では、宿泊旅行のみが助成の対象であったため、宿泊旅行を念頭に一覧表の提出で足りるとされたが、日帰り旅行の助成が開始された後にも、阪急交通社が提出する一覧表の見直しはされなかった。

5 くまもと再発見の旅(第2弾)の記者会見

令和3年6月30日、観光戦略部長の記者会見で、くまもと再発見の旅(第2弾)として日帰り旅行商品に対する助成事業(以下、「本件日帰り旅行助成事業」という。)が開始されることが発表された。同発表では、くまもと再発見の旅の助成対象として、タクシー及びレンタカーも対象とすることが発表された。なお、後述するとおり、GoToトラベルではタクシー(観光タクシー、ハイヤー以外)及びレンタカーは日帰り旅行の運送サービスとして認められていなかった。

同日の記者発表資料には

- 「事業のポイント
 - ②日帰り旅行の割引を新たに対象 ※旅行会社が販売する商品が対象 」

「日帰り旅行助成

1 対象

旅行会社が販売する日帰り旅行商品(自家用車及び無料送迎バス利用による商品は除く)

(販売する旅行会社の一覧を熊本県観光連盟のホームページ「特設サイト」に掲載)

〈要件〉

- ・往復の乗車券等の移動+旅行先での消費となる食事や観光体験とのセットプランが対象
- 2 旅行対象期間

7/3 (土) $\sim 12月31日$ (金)

- ※10/31までに予約・販売されたものに限る
- 3 利用者:県内在住者のみ
 - ①1グループが普段から日常的に接している人と4人以下
 - ②同居家族は5人以上でも可
 - ※別居を含む1グループ5人以上及び県外の方を含むグループは全員が 対象外

日帰り旅行商品(例)

- ○鉄道往復乗車券+日帰り温泉券
- ○バス往復+イルカウォッチング
- ○往復乗船券+旅行先でのランチ
- ○レンタカー・タクシー+会食・温泉 |

と記載されていた。

6 本件日帰り旅行助成事業のマニュアル

観光振興課は、令和3年7月に実施予定のくまもと再発見の旅(第2弾)に おいて、日帰り旅行について、その助成を開始することにした。

(1) 令和3年7月1日付マニュアル

同月1日付けの「くまもと再発見の旅」(第2弾) について、観光連盟と事務局が作成者となっている旅行会社様向けマニュアル (宿泊旅行・日帰り旅行) (以下、単に「本件マニュアル」という。) R 3.7.1 現在には、本件日帰り旅行の助成要件について、観光振興課が内容を確認した上で、以下のとおり定められた。

「要件:往復の乗車券等の移動+旅行先での消費となる食事・観光体験等のセットプランが対象

- ①事務局の登録を受けた旅行会社が企画・実施する企画旅行であること
- ②同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと(途中離団不可)
- ③熊本県内で完結する旅程であること(県境を越える日帰り旅行は対象外)
- ④入場若しくは下車観光 (体験型アクティビティ含む)、または、食事の提供 のどちらかが旅程に含まれていること
- ⑤景品表示法上の「景品類」が総付景品として付けられていない日帰り旅行であること
- ⑥1人当たりの基本旅行代金が税込み6,000円以上であること (オプショナル等を含めた総額ではありません)」

また、実施概要として、

「『くまもと再発見の旅』について

1 対象

旅行業者が販売する日帰り旅行商品(自家用車及び無料送迎バス利用による商品は除く)

(販売する旅行会社の一覧を熊本県観光連盟のホームページ「特設サイト」 に掲載)

〈要件〉

- ・往復の乗車券等の移動+旅行先での消費となる食事や観光体験等との セットプランが対象
- 2 旅行対象期間

7月3日(土)~12月31日(金)

※7/3~10/31までに予約・販売されたものに限る

- 3 利用者:県内在住者のみ
 - ①1グループが普段から日常的に接している人と4人以下
 - ②同居家族は5人以上でも可
- 4 助成額(1人当たり)
 - ①月曜~金曜
 - ・10,000円以上 ⇒5,000円を助成
 - ・10,000円未満 ⇒金額の半額を助成
 - ②土曜・日曜・祝日・指定日

指定日:8/12,8/13,12/29~12/31

- ・10,000円以上 ⇒3,000円を助成
- ・10,000円未満 ⇒1,500円を助成

日帰り旅行商品(例)

- ○新幹線往復乗車券+日帰り温泉券
- ○高速バス往復+イルカウォッチング
- ○往復乗船券+旅行先でのランチ (海鮮丼)

利用手法

①旅行会社が造成する日帰り旅行プラン 申込み

(家族のイラスト) ⇒ (TOUR の店舗のイラスト) 」

「事務局への請求の流れ①【日帰り旅行】

【システムに登録いただく場合】

- STEP 1.システムからの実績報告時に以下の書類をアップロードしてください
 - ①日帰り旅行代金割引申請書
 - ②旅行者からの入金が確認できるもの

例:領収証・請求書・仕分帳・現金出納帳・総勘定元帳の写しなど ※お金の流れが分かる書類をお願いします。

元値と再発見クーポンの割引であることが明記されていない書類は審査 できません。

- ③募集型企画旅行の場合:日帰り旅行の募集広告(パンフレットやチラシ、 新聞広告等)
- ④受注型企画旅行の場合:日帰り旅行の条件書
- ※Web のみでの販売の場合は、該当ページをアップロードにて対応)
- ⑤日帰り旅行の最終日程表

「事務局への請求の流れ②【日帰り旅行】

STEP 2. システムのステータスが完了となりましたら、以下の書類をご郵送く

ださい。

日帰り旅行代金割引申請書(原本)

※審査の際に訂正をお願いしている場合は、訂正後の申請書を郵送してくだ さい。」

$\lceil Q \& A \rceil$

(問) 往復の乗車券等の移動にレンタカーは含まれるか? ⇒レンタカーも含みます。」

このように、令和3年6月30日の記者発表では、レンタカーだけでなく、 タクシーも移動手段として利用できると発表したものの、本件マニュアルには タクシーが利用できることは記載されなかった。

また、日帰り旅行商品に関して、GoToトラベルの取扱いと同様にするという記載や説明は一切ない。

(2) 令和3年7月20日付マニュアル

「くまもと再発見の旅」(第2弾) について、本件マニュアルR3.7.20 現在では、日帰り旅行について、R3.7.1マニュアルと異なるところはない。

タクシーが利用できる旨の記載はなく、日帰り旅行に関して、GoToトラベルの取扱いと同様にするとの記載がない点も変更されなかった。

(3) 令和3年9月29日付マニュアル

「くまもと再発見の旅」(第3弾追記) について、本件マニュアルR3.9.2 9現在では、日帰り旅行については対象期間が変更された。

タクシーが利用できる旨の記載はなく、日帰り旅行に関して、GoToトラベルの取扱いと同様にするとの記載がない点も変更されなかった。

(4) 令和3年11月10日付マニュアル

本件マニュアルR 3. 1 1. 1 0 現在では、利用者について、利用者の制限が変更され、

「【日帰り旅行商品 例】

- ○鉄道往復乗車券:日帰り温泉券
- ○バス往復+イルカウォッチング
- ○往復乗船券+旅行先でのランチ
- ○レンタカー・タクシー+会食・温泉」

と記載され、レンタカー及びタクシーが助成の対象となることの例示が追加 された。 さらに、Q&Aでは、職場旅行についても追加された。

しかし、日帰り旅行に関して、GoToトラベルの取扱いと同様にするとの記載がない点は変更されなかった。

(5) 令和3年12月10日付マニュアル

本件マニュアルR 3. 1 2. 1 0 現在では、隣県への拡大について追記された ものの、日帰り旅行に関して、GoTo トラベルの取扱いと同様にするとの記載が ない点は変更されなかった。

(6) 令和4年5月27日付マニュアル

本件マニュアルR 4.5.2 7 現在では、助成額の変更などについて記載の変更はあったものの、日帰り旅行に関して、GoToトラベルの取扱いと同様にするとの記載がない点は変更されなかった。

(7) 小括

以上のとおり、本件マニュアルには、要件が客観的に示され、必要に応じて、本件マニュアルの内容が変更されたものの、日帰り旅行の要件は当初のまま変更はなく、途中で、タクシーが利用できる旨の記載は追加されたものの、日帰り旅行商品に関して、GoToトラベルの取扱いと同様にするとの記載はないままであった。

また、GoToトラベルでは認められていなかった路線バスや市電に関する言及も一切ない。

なお、通報書において、GoToトラベル事業Q&A集のQ98を引用した「Q&A」の記載部分は、その出典が本件マニュアルであるように読めるが、いずれの本件マニュアルにも、GoToトラベル事業Q&A集のQ98どころか、GoToトラベルについての記載も一切なかった。

7 助成要件の周知

前述の各本件マニュアルは、事務局より事業に参加表明をしていた旅行業者 に一斉メールされ、観光連盟のホームページにも掲載された。

観光振興課の複数人が、くまもと再発見の旅(第2弾)の開始にあたり、事務局が説明会を開き、日帰り旅行について GoTo トラベルと同様とするとの説明を旅行業者にしたはずだと述べていたが、説明会自体が開催されていなかった。このように、日帰り旅行の取扱いを GoTo トラベルと同様とする旨の周知が参加表明していた旅行業者全体に向けて行われることはなかった。

また、GoToトラベルに関する事項が観光連盟のホームページに掲載されることもなかった。

GoTo トラベルと同様にするということを旅行業者に周知していたのかということに関しては、ヒアリングにより、上司は部下が周知したと思い込み、担当者は事務局が周知したと思い込んでいて、結局、周知は行われていないこと

が判明した。

- 8 GoTo トラベル事業
- (1) ここで、GoTo トラベル事業とは、国が令和 2 年 7 月 2 2 日から国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の 1 / 2 相当額を支援する事業で、マニュアルや Q & A には以下の記載があった。
- (2) GoTo トラベル事業取扱マニュアル〈旅行業者用〉(以下、「GoTo マニュアル」 という)
 - ア 令和2年10月15日付けの GoTo マニュアルの日帰り旅行商品の要件の 説明には、
 - 「・同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと。 ※ただし、夜行バスで夜(1日目)に出発して翌日(2日目)に旅行先 に到着し、その後、同日(2日目)中に夜行バスで旅行先を出発して 翌日(3日目)に出発地へ戻るような場合は、同日(2日目)中に発 地に戻ることが予定されているものとみなして対象とする。(夜行フェリーや夜行列車などを宿泊施設ではなく移動手段として利用する 場合も同様。)
 - ・旅行先で「運送サービスを提供する者」以外の者が提供する運送・宿泊 以外の旅行サービス等を含むこと」
 - と記載されている。また、以下のような記載もある。
 - 「【日帰り旅行として対象となるもの】(代表的なものを例示) 往復の運送サービスと旅行先で消費となる食事や観光体験等が含まれる もの
 - ・往復の乗車券と体験型アクティビティ (ゴルフ利用等を含む) がセット になった旅行
 - ・往復の乗船券と旅行先でのランチがセットになった旅行
 - ・往復の高速バスと果物狩り体験がセットになった旅行」
 - 「(日帰り旅行として対象外となるもの)(代表的なものを例示) 旅行会社(販売箇所)以外で払い戻し手続きをとることで割引前の金額 の返金を受け、不正に給付金を受給することができるもの
 - 鉄道の普通乗車券、特急券指定席券等を含む)、回数券など
 - ・普通航空券(割引往復航空券や上位クラス利用料金等を含む)など
 - ※販売箇所以外で払い戻しができないよう適切に管理できるものは対象 とすることができる。」

さらに、日帰り旅行の例を図示しつつ、

「日帰り旅行の場合 個人旅行・団体旅行

例:往復交通+α

往復乗車券+日帰り温泉券 高速道路周遊バス+体験型アクティビティ 往復航空券+体験型アクティビティ 往復乗車券+旅行先でのランチ 高速バス往復+いちご狩り 地域周遊きっぷ+うどん店めぐり券

- ※往復の乗車券等の移動+旅行先での消費となる食事や観光体験等との セットプランが対象。
- ※外国籍のからも日本国内居住の場合は対象となる。」

と記載されている。

イ 他にも、GoTo マニュアルの【日帰り旅行構成要素可否一覧表】には、

「日帰り旅行の定義:「往復の乗車券等の移動(交通)【A】+旅行先での消費となる食事や観光体験等」【B】の組み合わせで対象となる。」

「No5 鉄道(個人用)乗車券、特急券、寝台券、指定席券、地域周遊きっぷ 等 × ※2

- ※2 販売個所以外で払い戻しにつながらないよう適切に管理すること を条件に対象とすることができる。
 - ・適切な管理
 - ①添乗員が旅行終了まで管理できること。
 - ②券面に販売個所以外で払い戻しができない旨、当該運送事業者指定の文言が記載されていること。」

との記載がある。

GoTo マニュアルの共通事項(1)給付対象可否について には

- 「①給付対象外となる商品について
 - ●換金性の高い金券類をプラン内容に含む旅行・宿泊商品 「換金性の高いもの」の例
 - 鉄道の普通乗車券・特急券(指定席券等を含む)・回数券など」

の記載がある。

ウ また、GoToトラベルの日帰り旅行では、路線バスや市電の利用は認められておらず、「鉄道」「貸切バス」「定期観光バス」「高速バス」「高速道路周遊バス」の利用は認められていた。

他にも、マイカー、レンタカー利用は、高速道路周遊バス「高速道路周遊バス+体験型アクティビティ」の場合のみ認められ、運送サービスとして制限なく認められていたのは「観光タクシー・ハイヤー」であった。

(3) GoTo トラベル事業 Q&A集

令和3年2月16日時点のGoToトラベル事業 Q&A集(以下、GoToトラベルQ&A」という。)のQ98には、次の記載がある。

- 「Q98 ある地域内での自由な乗降を認める地域周遊切符と、旅行先 で の消費となる食事や観光体験等とのセットプランについては、支 援対象となるでしょうか。
 - A ある地域 (フリーエリア) での自由な乗降を認める周遊切符については、宿泊旅行の際の現地での滞在の際の利用の可能性も高いことから、これを日帰り旅行として支援することはできません。他方で、フリーエリアでの自由な乗降を認める周遊切符に加えて、出発地からフリーエリアまでの往復乗降券をセットにしたプラン (例えば、A駅発着で、B地区エリア乗り放題の周遊切符と、現地のB地区での食事や観光体験等をセットにしたプラン) については支援対象となります。」
- (4) 以上のとおり、GoTo トラベルの要件と本件マニュアル記載の要件とは異なっており、本件マニュアルの記載から、GoTo トラベルと同様に取り扱うということを読み取ることはできない。

ヒアリングにおいて、本件マニュアルの、「同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと(途中離団不可)」という記載をもって GoToトラベルと同様の取扱いとするという要件を示したと主張する者もいたが、本件マニュアル記載の要件には、GoToトラベルの要件である「同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと」に、「(途中離団不可)」との文言が追加されていたり、GoToトラベルの要件である「旅行先で『運送サービスを提供する者』以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービス等を含むこと」の要件がなかったりしたことから、本件マニュアルから、GoToトラベルと同様に取り扱うことを読み取ることはできなかった。

さらに、GoTo トラベルと同様に取り扱うとしても、GoTo マニュアルや GoTo トラベルQ&Aの記載から GoTo トラベルにおける周遊券の取扱いを一義的に 判断できるものではなかった。

すなわち、GoTo マニュアルには、日帰り旅行の場合として、「地域周遊きっぷトうどん店めぐり」が例として図示してあり、鉄道の周遊きっぷについて、「券面に販売箇所以外で払い戻しができない旨、当該運送事業者指定の文言が記載されていること」で対象とできるとあるため、券面に販売箇所以外で払い戻しができない旨の文言を入れれば周遊きっぷのみを運送サービスとできるように読めるが、一方で、GoTo マニュアルQ&AのQ98では、出発地からフリーエリアまでの往復乗車券をセットしたプランは支援対象との記載があり、周遊きっぷのみを運送サービスとできないことを前提としているようにも読めるため、GoTo マニュアルやGoTo トラベルQ&Aの記載からは、周遊きっぷのみを日帰り旅行の運送サービスにできるのか否かが明確に判断できない。

9 事務局の「GoTo トラベルと同様とする」との認識内容

事務局においては、GoTo トラベル事業関係の要項等のうち、GoTo マニュアルに記載してある内容を踏襲するという程度の認識しかなく、GoTo トラベルQ & Aが、日帰り旅行の助成要件の内容となるとの認識がなかった。

具体的には、事務局は、令和5年1月18日の熊本日日新聞(以下、「熊日」という。)の報道まで、日帰り旅行商品においてわくわく1dayパス等の周遊券を運送サービスの支払い手段に使用できないとの認識はなく、かえって同パス等を使用できると認識していた。

このような認識であったため、令和3年7月から令和5年1月18日までの間に、事務局から、くまもと再発見の旅事業への参加表明をしていた旅行業者に対して、くまもと再発見の旅の日帰り旅行商品の助成要件は、GoToトラベルの取扱いと同様である、とりわけ GoToトラベルQ&A98の適用があるとの周知がなされることはなかった。

- 10 観光振興課の「GoToトラベルと同様とする」とした後の検討状況
- (1) 観光振興課は、くまもと再発見の旅の日帰り旅行の開始にあたり、GoToトラベル事業の取扱いと同様とするとし、同課の職員の中には、必要に応じて、GoToトラベル事業の内容について確認する職員はいた。

しかし、GoTo トラベル事業に関する GoTo マニュアルや GoTo トラベルQ&Aに記載された規定内容等のうち、どの規定等が本件日帰り旅行助成事業に適用されるかについては、検討・決定された書面は残っていない。

加えて、本件日帰り旅行助成事業では、GoToトラベルの日帰り旅行では認められていなかったレンタカーやタクシーを運送サービスにできることを発表し、GoToトラベルの日帰り旅行では認められていなかった路線バスや市電の利用も想定していたが、GoToマニュアル、GoToトラベルQ&Aの規定内容をそのまま本件日帰り旅行助成事業に適用した場合に、旅行商品の造成がうまくいくのか、支障が生じるケースがあるのかなどを具体的に検討したという形跡はない。

このように、くまもと再発見の旅において、日帰り旅行商品を助成対象とす

ることを決めた当初、その助成要件を GoTo トラベルと同様の取扱いとすると 定めてはいたが、観光振興課は、GoTo トラベルとどの範囲で同様とするのか、 県の地域の実情に沿うように助成要件を調整することはなかった。

(2) 例えば、本件日帰り旅行助成事業の運送サービスの支払い手段の検討も十分になされていなかった。

GoToトラベルでは、運送サービスとして、そもそも、路線バスや市電の利用は認められていないが、本件日帰り旅行助成事業では、その利用について検討がなされた形跡はないものの、路線バスや市電の利用が認められていた。

その一方で、路線バスや市電の利用を認めると以下のような不都合が生じるにもかかわらず、その検討はなされていなかった。つまり、路線バスや市電を運送サービスとして利用する場合、その運賃の支払い手段としては、現金での支払い、クレジットカードでの決済、交通系 IC カードでの決済、わくわく 1 day パスでの支払い、熊本市電1日乗車券(市電のみ)での支払いがあった。そして、このうち、旅行業者として旅行商品に組み込みうるのは、事前にチケットを準備しうる、わくわく 1 day パスと熊本市電1日乗車券のみだった。しかし、わくわく 1 day パスと熊本市電1日乗車券は、乗車の経路や回数を定めないことから広義の周遊券(周遊切符)にあたり、GoToトラベルの取扱いにより、わくわく 1 day パスと熊本市電1日乗車券を支払い手段として利用できないとすると、結局は路線バスや市電は利用できないことになるが、このような不都合につき検討はされなかった。

また、路線バスや市電を運送サービスとして認めるのであれば、周遊券の取扱いについて、販売箇所以外で払い戻しにつながらないよう適切に管理することができれば対象になるのかどうかや、GoToトラベルでは認められていない自由な移動ができるタクシーが GoToトラベルのQ&A98における往復乗降券の代わりになるのかなども検討されていなかった。

(3) このように、GoTo トラベルと同様とするとの取扱いについて十分な検討がなされないまま運用されていたにもかかわらず、後日、本件日帰り旅行助成事業において、観光振興課は、①運送サービスとして市電の周遊券のみをセットにしたものや、②市電の周遊券の次にタクシー券を利用して飲食店等に行った商品については、助成要件を満たさないとした。

つまり、日帰り旅行商品についての助成を開始する時点では、上記①及び② の場合が問題となることを前提とした検討をしていなかったにもかかわらず、 当初から問題であったかのようにして助成要件を満たさないと判断したので ある。

(4) また、事務局は、旅行会社から事務局に対して旅行商品の確認があった際などに、観光振興課で確認してもらうために、旅行商品のチラシを添付してメールすることがあった。しかし、観光振興課は、助成要件のチェックは事務局が

行うと考えていたため、チラシの内容について詳しく確認せず、観光振興課から事務局に対してメールが返信されることはほとんどなかった。

このように、観光振興課は、運送サービスとして市電の周遊券のみをセットにしたものや、市電の周遊券の次にタクシー券を利用して飲食店等に行く商品が販売されていることに気付く機会はあったが、これらの問題に気付かず、これらの問題を指摘することもなかった。

(5) ヒアリングにおいて、県の担当者らは、本件日帰り旅行助成事業の助成要件 (以下、「本件助成要件」という。)について、GoTo トラベルと同様であったと 述べるが、その具体的な内容を確認すると人により理解が異なっていた。具体 的には、本件助成要件について、GoTo トラベルを基礎としつつ、タクシーやレ ンタカーを加えた部分だけが GoTo トラベルと違うと理解する者、タクシーや レンタカーなどの交通手段を付け加えて、商品の金額も熊本独自のルールを設 定したと理解する者、GoTo トラベルと完全に一致していると理解する者がい た。

人事異動で担当部長や担当課長が交代した際にも、本件日帰り旅行助成事業に GoTo トラベルの取扱いをどのように反映させるのかに関する引き継ぎは一切行われなかったため、結果として、本件助成要件については、観光戦略部、観光振興課内でも理解が統一していないという不明確な状態となったが、それが表面化することはなかった。

- 11 TKUヒューマンの商品の造成
- (1) TKUヒューマンのO氏は、観光振興課の県職員Jと面識があったことから、 県職員Jに直接、連絡をして、商品の相談を行っていた。
- (2) TKUヒューマンと観光振興課とのやりとり
- ア 令和3年7月1日、TKUヒューマンのO氏は、同社が企画中の商品が、本件日帰り旅行助成事業の助成対象になるのかどうかの照会のため、県職員Jに対し、以下のとおり、メールを送った。
 - 「 下記の企画商品はOKでしょうか。

利用期間: 7/12~12/31 (平日限定)

※電車に揺られてくまもと再発見のグルメ旅

日帰りグルメパック商品1000円⇒5000円

(2000円地域限定クーポン券付き)

*食事は8000円相当のオリジナルコース料理

熊本市電 1日乗車券

おなかがすいたら、思い切って豪華グルメ

※旅行代金に含まれるもの

- · 市電 1 日乗車券
- 8000円相当の食事代
- · 企画取扱手数料 」

「ご質問頂いた件についてですが、

GoToトラベルQ&AのQ98に該当するかと思われます。

対象外となるが、出発地からフリーエリア (熊本市電駅) までの往復乗降券を セットにしたプランであれば、対象となります。」

イ 令和3年7月2日、TKUヒューマンのO氏が県職員Jに対して、「タクシープランの確認です。

ご自宅から食事場所までの移動をタクシー

タクシー代が一定ではないため、タクシー代1000円券付き

1000円以上超えた額に関しては当日個人払い。

こんな日帰りプランも可能でしょうか。」

「日帰り旅行の要件に金額は特にありませんので、食事後も自宅に帰るところま でのセットであれば、問題ないです。

(必ず発着地同一でお願いいたします。) 」

ウ 令和3年7月9日、TKUヒューマンのO氏は、県職員Jに対して、「日帰り旅行の件で再度確認です。

発着地が同一でないとNGですが、例えば電車・バスの1日乗車 券などどこからでも乗車できるチケットであれば対象外でしょうか。

◆ 電車・バス1日乗車券付き日帰りグルメプラン

※注釈として、下記文言を入れる。

【発着場所は必ず同一発着場所でお願いします。

発着場所が異なる場合、補助券対象外となります。】

とのメールを送り、電車・バス1日乗車券付き日帰り旅行が本件日帰り旅行助成事業の助成対象となるのかどうかについて照会をした。

これに対し、県職員」は、同日、次のメールを返信した。

「ご質問いたいた件ですが、日帰り旅行の助成は、

GoToトラベルと同じ取扱いとしておりますので、

回答はGoTo トラベルと同じになってしまいますが、

前回の回答と同様(GoToトラベルQ&AのQ98に該当)

になるかと思います。」

その後、TKUヒューマンのO氏は、

「承知しました。ありがとうございます。タクシーのみで、進めるしかないみたいですね。」

とのメールを県職員Jに送った。

この返答のメールに対して、同日、県職員」は、

「例えばですが、電車・バスの一日乗車券など、どこからでも乗車できるチケットを付け、乗降駅から自宅までのタクシー利用券とセットとすれば、単価も上がりますし、良さそうですけどいかがでしょうか。」

との説明を追加したメールをTKUヒューマンのO氏に送付した。

これに対して、TKUヒューマンのO氏からは、

「ご提案ありがとうございます。

さすがですね。

それで行きます。」

との返信があった。

- エ このように、令和3年7月上旬、県職員JはTKUヒューマンのO氏に対して、くまもと再発見の旅における日帰り旅行の助成対象となる旅行商品について、交通サービスとして周遊券のみの旅行プランは助成対象外であること、GoTo トラベルと同様としているのでQ&Aに該当すること及び周遊券については発着地同一にするとの条件を付しても助成対象外であることを伝えていた。
- オ 令和3年10月1日、TKUヒューマンのO氏は、タクシー券とわくわく1 day パスを付けた日帰り旅行商品を造成し販売することとしたので、県職員 J に次のメールを送り、企画している旅行商品がくまもと再発見の旅の助成を受けられるかどうかの照会をした。

同メールには、

「早速ですが、弊社日帰り商品を先立って リビング新聞に掲載させていただきます。 そこで、以前相談させて頂いていました 足(交通)の部分で、ひっかかることが

ありますので、原稿を一旦確認して

頂きたくメールさせて頂きます。

ご多忙中とは存知あげますが

一度目を通して頂けますようお願い致します。」

(該当部分のみ引用)

- と記載されており、リビング新聞に掲載予定の広告原稿が添付してあった。 同メールに添付してあった広告原稿には、「プランの内容」として
- 「①対象店舗8000円相当の食事
- ②熊本地域限定クーポン2000円分
- ③わくわく1 day パス/当日限り (例 自宅最寄りの電停・バス停~予約店

最寄りの電停・バス停の往復)

- ④タクシー券1000円分/当日限り(例 予約店最寄りの電停・バス停~ 予約店の往復)
- ③④ともに同一発着地点となり、③④を利用することがプランの条件となります。」

と記載されていた。

このように「足(交通)の部分で、引っかかることがありますので」と明示して、企画中の旅行商品の運送サービスに関して懸念があることを強調したメールでの照会に対して、県職員 J からは回答がなかった。そのため、T K U ヒューマンの O 氏は、県職員 J に電話をかけて、メールで送った広告原稿でよいかどうかを問い合わせたところ、県職員 J からは、発着地同一なら O K との回答があった。

しかし、広告原稿に記載された内容は、周遊券(わくわく 1day パス)の後にタクシーを利用して飲食店に行くプランであることから、仮に、観光振興課が GoTo トラベルのQ&AQ98の適用を前提としているのであれば、修正を求めなければならなかったが、県職員Jがこの点を指摘することはなかった。

カ 周遊券+タクシー券の日帰り商品販売

県職員Jからのこの回答を受けて、TKUヒューマンは、同メールに添付した広告原稿に記載してあった、タクシー券と市電の利用券と食事(熊本市内の飲食店)とセットにした日帰り旅行商品の販売を開始した。

具体的には、タクシーは利用者が予約し、タクシー券はタクシー料金の一部として片道1枚当たり500円分に充当でき、同行者と合算利用も可能なものだった。また、注意事項として、「●ご本人様に限り、ご自宅→最寄りの電停までのご利用が可能です。」との記載があるものの、TKUヒューマンとタクシー会社2社との合意により、利用者がタクシー券を使用する旨を伝えて電話で予約して、熊本市・合志市・菊陽町・嘉島町・益城町内であれば、タクシーを利用できるようになっていた。

キ 令和3年10月頃、JTB熊本支店は、事務局とは異なる部署で、「ハワイア ンランチ」というタイトルの日帰り旅行商品を造成し、販売した。

上記日帰り旅行商品の内容は、

「最寄りの市電駅(各自) = \mathbf{m} = ホテル日航熊本(12:00~14:00) ハワイアンランチをお楽しみください。 = \mathbf{m} = 最寄りの市電駅(各自)

四=熊本市電での移動を表します。」

というものだった。

このJTB熊本支店の日帰り旅行商品のチラシを見て、TKUヒューマンの 〇氏は、タクシー券をつけない市電の一日乗車券やわくわく1 day パスだけを 付けた日帰り旅行商品の販売が可能になったのではないかと考えた。

そこで、令和3年11月8日、TKUヒューマンのO氏は、次のメールを県

職員Jに送付し、同社が企画中の日帰り旅行商品がくまもと再発見の旅の日帰り旅行の助成を受けられるかどうかについて照会した。

「『くまもと再発見の旅』の人数制限解除にあたり、日帰り忘年会プランを作りたいと思います。そこで往復市電のみ利用→街中店を利用といったパッケージ商品可能でしょうか。

このメールには、上記のJTBのハワイアンランチのチラシが添付されていた。

この照会に対して、県職員 J からの返答がなかったため、令和3年11月9日又は同月10日、T K U ヒューマンのO 氏は、県職員 J に電話をかけて、上記企画中の商品がくまもと再発見の旅の助成をうけられるかどうかを尋ねた。すると、県職員 J は、発着地が同一で、その確認ができるなら、助成の対象になる旨を回答した。このとき、周遊券について話題になることはなかった。

ク 令和3年11月18日、TKUヒューマンのO氏は、事務局に対して、次のメールを送付して、企画中の日帰り旅行商品が助成の対象になるかどうかの照会をした。

「 日帰りグルメパック商品を追い込みで作成しています。 そこで相談です。

最寄りの市電駅(各自)…通町筋または市役所前又は花畑町または辛島町などの各店舗に近い電停(各店舗にてお食事を堪能ください)…最寄りの市電駅(各自) 各店舗(街に9店舗ほどあります)

こんな、行程表の打ち出し方で良ろしいでしょうか。

県担当者には、市電チケットを交通費として利用して

発着地が同一であればOKとは頂いております。

※ちなみに J T B さんが販売されているチラシを添付させて頂きます。 __

このメールに対して、返答がなかったため、令和3年11月21日、TKU ヒューマンのO氏は、事務局に電話をかけて、上記メールでの照会に対する回 答を尋ねたところ、事務局の職員が「熊本県観光振興課が発着地同一であれば 大丈夫だと思いますとの見解であれば大丈夫でしょう。」との回答をした。

ケ 周遊券のみの日帰り商品販売

TKUヒューマンは、リビング熊本令和3年11月27日号に、「くまもと 再発見の旅対象 日帰りグルメ・会食の旅プラン」の募集広告を掲載した。 プラン内容として、

- 「①対象店舗〈下記9店〉5000円相当の食事 飲み放題付き
- ②熊本地域限定クーポン2000円分
- ③市電1日乗車券/当日限り(例:自宅最寄りの電停~予約店最寄りの電停 の往復)
- ※③を利用することがプランの条件となります。」とされていた。

その後も、リビング熊本令和4年4月16日号掲載広告分まで、市電1日乗 車券のみを利用する日帰りプランの販売を続けた。

コ TKUヒューマンの広告等

TKUヒューマンは、リビング熊本に旅行募集の広告を掲載しており、この 広告を見た利用客から参加申込みを受けていた。なお、広告には旅行業務取扱 管理者の氏名の記載がなかった。

そして、TKUヒューマンは、日帰り旅行への参加申し込みの電話連絡の際、申込みをする利用客から、利用日時、利用希望の飲食店、出発地等を聞き取り、タクシーを利用したうえで市電を利用して飲食店に行くことを説明したうえで利用客の了解をもらい、旅程の説明を行って最終の旅程が明記されている予約確認書を交付していた。この予約確認書には発着地同一であることが明示されており、事務局への請求の際に最終日程表として提出されていたものである。さらに、TKUヒューマンは、令和3年11月中旬以降、予約確認書とともに、国内募集型企画旅行条件書を交付していた。この国内募集型企画旅行条件書には旅行業務取扱管理者の氏名の記載があった。

(3) 小括

観光振興課は、TKUヒューマンの商品造成について相談を受けており、確かに、「GoToトラベルと同じ取扱いとしております」との文言が入ったメールを返信してはいた。

しかし、前述のとおり、周遊券の後にタクシー券を利用して飲食店に行く例をあげたチラシを添付してプランの内容を相談するメールに対し、観光振興課は、GoToトラベルと同じであれば問題があることを指摘すべきところ、問題を指摘することはなかったため、後日問題となるタクシーと周遊券の順番についての問題点が見過ごされた。

さらに、その後、タクシーがついていない「往復市電のみ利用」のプランの相談において、商品に運送サービスの支払い方法として組み込めるのは、「電車・バス1日乗車券(わくわく1dayパス)」「熊本市電1日乗車券」以外はないことから、TKUヒューマンのO氏は、「電車・バス1日乗車券」「熊本市電1日乗車券」「熊本市電1日乗車券」の利用については考えずに、お互いの前提に誤りがあることに気が付かないまま、メールや電話でのやりとりが行われ、TKUヒューマンは周遊券のみを運送サービスとして組み込まれることが許されることになったと理解した。

12 疑義に対する県の対応

(1) 阪急交通社とTKUヒューマンに対する調査の開始

令和4年4月22日、熊日の記者から、阪急交通社が販売している日帰り旅 行商品の食事代金が、通常の食事代金よりも高額に設定してあるのではないか という取材を受けた。

そこで、令和4年5月9日、観光振興課は、阪急交通社に対する事実関係のヒアリングを開始したところ、その中で、阪急交通社の社員は、TKUヒューマンが販売している旅行商品をまねて、自社の旅行商品の造成をしたと述べた。同日、観光振興課がTKUヒューマンが販売している旅行商品を調べたところ、阪急交通社の旅行商品に似たものが販売されていること確認し、同月18日より、観光振興課は、事実関係確認のため、TKUヒューマンからのヒアリングを開始した。

(2) 県の対応方針

ア 令和4年5月11日

阪急交通社へのヒアリング後、観光振興課は、令和4年5月11日付け観光振興課作成の「阪急交通社による『くまもと再発見の旅』運用に係る疑義案件」と題する以下の報告書を作成し、GoToトラベルと同様の取扱いとすること自体を周知していないにもかかわらず、GoToトラベルのQ&Aの適用があることは当然のこととして、対応を進めていった。

また、申請件数が多かった阪急交通社は申請における提出書類の簡略化を求めて、観光振興課と協議し、阪急交通社の提出書類が簡略化されていたという経緯があったが、このような経緯の影響が十分に検討されることもなかった。「<争点>

(省略)

- ②日帰り旅行の要件不備
- ⇒同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと (途中離団不可)
 - ※阪急は立証不能と回答
- ③日帰り旅行のQA
- ⇒ある地域内(フリーエリア)での自由な乗降を認める周遊切符については、 これを日帰り旅行として支援することはできない。
 - ※阪急はQA見落としを認めた

<結論>

当該旅行商品に対しては、「くまもと再発見の旅」助成金を交付しない。 (阪急交通社も申請しない意向)

(以下省略)」

イ 令和4年6月27日

観光振興課は、令和4年6月27日、「(株) TKUヒューマンによる『くまもと再発見の旅』運用に係る疑義案件」と題する書面を作成し、以下のような方針を立てた。

「(省略)

≪争点≫

(省略)

- ②日帰り旅行の要件不備
 - ・同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと(途中離団不可)【県マニュアル】
 - ⇒阪急交通社と同様に「周遊きっぷ+食事」の商品あり。助成対象とするには、県マニュアルに従い、同日中に発地に戻り、かつ途中離団してないことの確認が必要

(省略)

≪方針≫

(省略)

②途中離団の確認が取れない旅行者分に関しては、「くまもと再発見の旅」の助成金(クーポン分含む)を交付しない。なお、既に交付済の助成金(クーポン分含む)に関しても返還してもらう

(省略)

≪その他≫

①阪神交通社に対しても既交付済分を返還してもらう(対応保留分) (省略) |

なお、観光振興課が助成金の返還を求めるという方向性を決めた後は、TK Uヒューマンとメールのやりとりをしていた当該担当職員をヒアリング等の 調査や会議から外して、観光振興課の方針を決定していった。

ウ 令和5年1月17日

観光振興課は、令和5年1月17日、「阪急交通社による旅行助成事業(くまもと再発見の旅)を利用した旅行商品の不適切な運用について」と題する二役報告用の文書により、阪急交通社の件についての二役報告を行った。

上記報告書には、

- 「 〇株式会社阪急交通社(熊本支店)が「旅行助成事業(くまもと再発見の 旅)」を利用して造成・販売した日帰り旅行商品について、熊本日日新聞 から①旅行代金設定が妥当性に欠く、②補助要件不備、③補助対象外経 費が含まれている、との指摘を受けました。熊本日日新聞1月18日朝刊に掲載予定です。
 - ○当課も実態を把握しており、阪急に助成金返還を指示し、阪急も了解していますので御報告します。」

との報告の概要が記載されており、それに続けて、(1)経緯、(2)県の調査 結果、(3)販売状況、(4)助成金等に係る対応状況、と題する項目ごとに要 点が記載されていた。

この報告書は、観光戦略部長、総務部長、知事公室長、両副知事、知事に届けられた。

なお、令和5年2月13日、阪急交通社は、旅行助成金及び地域限定クーポ

ン費用の合計1506万2600円を自主的に返納した。

- エ 県のTKUヒューマンへの対応と報道の経過
- (ア) 令和5年1月18日、熊日に、阪急交通社が県の旅行助成事業の日帰り旅行で、助成対象ではない旅行商品で助成金を受給しており、同社に支給済みの助成金と利用客のクーポン券費用の合計約1500万円を同社に返還するよう請求したとの記事が掲載され、同日、熊日記者から、TKUヒューマンの旅行商品が阪急交通社の対象外商品に酷似しているとの指摘があった。
- (イ) 同日、知事定例記者会見で、知事が他の案件についての調査する旨を発表 し、同日、観光振興課において、観光庁担当者に次のメールを送り、「地域観 光事業支援」の助成要件について、照会した。
 - 「 県民割の話に戻りますが、本県では日帰り旅行の運用については、『GoTo トラベル』と同じ取扱いとしておりました。

『GoToトラベル』のQ&Aでは、フリーエリアでの自由な乗降を認める地域周遊切符+食事等のセットプランは支援の対象としないとされております。

(今回の阪急の不適切な運用の一つに該当するものです。)

御確認したいことは、フリーエリアでの自由な乗降を認める周遊切符を、 旅行日限りの利用期間(払い戻し不可)とし、発地と着地が同一であるこ とを本人確認等で明確に確認でき、募集チラシに利用することが条件と明 記している場合について、支援の対象としてよろしいものでしょうか。

そこは、県の判断に任せるということでよろしいでしょうか。

県の制度設計上、柔軟に対応して良いということであれば、仮に「GoToトラベル」の場合はOKとされるか、ご教示お願いいたします。」 (関係部分のみ引用)

これに対して、上記の照会のメールに対する観光庁担当者からの回答は、次のとおりだった。

「いわゆる県民割の際には、日帰り旅行について 旅行商品であれば支援対象とすることが可能となっており、 何を以て支援対象とされるかについては、各都道府県において、 地域の実情に応じてご判断いただける仕組みとなっておりましたので、 今回の事業について、支援対象とされるか否かは熊本県において ご判断いただくことと考えております。

また、ご参考までにGoToトラベルの運用を申し上げますと ご指摘のとおりフリーきっぷのみでは日帰り旅行の交通要件を満たさ ず、仮にフリーきっぷによる往復利用を確認できるケースであっても、 不可との運用を実施していたところです。」(関係部分のみ引用) (ウ) この観光庁担当者からの回答により、観光振興課としては、くまもと再発見の旅の日帰り旅行について、GoToトラベルの取扱いと同様に考えていたことから、「また、ご参考までに GoToトラベルの運用を申し上げますと」として記載されていた部分のみを取り上げて、「観光庁にその運用の可否を確認したところ、周遊切符を使用している時点で要件不備とのこと」として、くまもと再発見の旅(観光庁担当者の回答メールにある「いわゆる『県民割』」に当たるもの)の日帰り旅行商品の運送サービスとすることは認められないとの報告書(令和5年(2023年)1月26日観光振興課報告(報道/第二報) TKUヒューマンによる旅行助成事業(くまもと再発見の旅)を利用した旅行商品の不適切な運用について)を作成した。

また、本件日帰り旅行助成事業の要件に関して、「TKUHは『周遊切符に 工夫を施し旅行者に口頭で運用を徹底していた』と主張。観光庁にその運用 の可否確認したところ、周遊切符を使用している時点で要件不備とのこと。」 と報告文書に記載した。

(エ) 令和5年1月19日、観光振興課は、TKUヒューマンの担当者を県庁に呼び出し、日帰り旅行の周遊券付きプランについて、事情を聴取した。このヒアリングにおいて、TKUヒューマンは、くまもと再発見の旅の事務局業務を行っていたJTB熊本支店のハワイアンランチの旅行商品を見て、市電だけの旅行商品でも助成対象になると思ったこと、それまでは、市電とタクシーを組み合わせた旅行商品のみを販売していたこと、観光振興課の担当者にJTB熊本支店のハワイアンランチのチラシを添付したメールを送って問い合わせをしたこと、観光振興課の担当者から「同一発着地点であればOK」との返事があり、同社として市電の周遊券と食事の日帰り旅行プランを造成して販売したことを説明した。

さらに、周遊券には、「使用できる日付」をスクラッチを削って明示し、 「払い戻し不可」のシールも貼り付けていたことを説明した。

この説明に対して、観光振興課は、限定的な使い方であり、発着地同一なので、周遊券と見做されるか GoTo トラベルの事務局に確認するとの返答をした。

- (オ) 令和5年1月23日、観光振興課は、TKUヒューマンに電話で連絡し、「国に確認したら『周遊券は助成金対象外との見解』、よって周遊券のみの旅行商品は助成金適用外となります。」と伝えた。
- (カ) 前後するが、令和5年1月20日、観光振興課は、事務局に対し、TKU ヒューマンから、周遊券と食事等をセットにした日帰り旅行商品に関してど のような運用をしていたのかについてヒアリングするなどして調査をする よう指示した。

このころ、観光振興課内において、助成金返還を求める旅行業者の社名を

公表するかどうかについては検討中であった。そこで、TKUヒューマンに 関する調査についての観光振興課と事務局との打ち合わせの中で、観光振興 課から助成金を返還すれば社名の公表はしない可能性について言及がなさ れた。

(キ) 令和5年1月24日、事務局は、TKUヒューマンに対して、ヒアリングを実施した。その中で、TKUヒューマンは、再度、日帰り旅行商品の販売については、予約の際に利用者の住所・連絡先を聞き、乗降場所の確認をしたうえで、市電1日乗車券1枚ずつ利用日時のスクラッチを削って、予約確認書等とともに利用者に送付していること、市電の1日乗車券で利用する旅行プランについては、観光振興課の担当者に「発着地が同一であれば大丈夫」との回答をもらったこと、また、くまもと再発見の旅の事務局も県が了解しているなら同旅行商品についてOKとのことだったとの説明をした。

同日、事務局は、観光振興課にTKUヒューマンの説明を報告した。これを受けて、観光振興課は、事務局に対して、TKUヒューマンに「県に瑕疵はない」との認識を伝えるよう指示した。

また、観光振興課において、助成金を返還しない場合に刑事事件化するという検討はなされていなかったのに、事務局が観光振興課に対し、TKUヒューマンが適切に旅行商品を造成していたと主張をしていると伝えたところ、観光振興課の職員は、事務局に対し、助成金を返還しなければ刑事告訴する意図を有しているかのような発言をした。

(ク) 令和5年1月25日、観光振興課は、「くまもと再発見の旅」における全参加旅行会社に対する不適切な商品に係る調査を開始した。

具体的には、観光振興課は、「くまもと再発見の旅」参加旅行会社に対し、「『くまもと再発見の旅』における不適切な運用に係る調査等について」と 題する文書を送付した。

同文書では、不適切な運用の例として、

- 「①日帰り旅行補助の要件不備
 - ・補助要件の「同日中に発地に戻る(途中離団不可)」を旅行会社が立ち会って確認していない
- ②補助対象外経費
- ・日帰り旅行において、地域内で自由な乗降を認める周遊切符(例:1day パス)は助成対象外 |

と記載され、「旅行商品価格に地域限定クーポン券が含まれている例や、判断が困難な場合もお問い合わせください。」と記載されていた。

ただ、不適切な運用の例として①及び②の記載は正確性を欠いていた。つまり、旅行会社において、①旅行者が途中離団せずに同日に発地に戻ることを実際に立ち会って確認する必要まではなく、また、②周遊券の前後にタクシーを利用すれば対象となるなどの例外も記載されておらず、例としては適

切とはいえない記載だった。

そして、上記の調査依頼に対して、旅行会社13社から回答があった。

(ケ) 同日午前、事務局がTKUヒューマンを訪問し、日帰り旅行商品の運用について協議を行った。

事務局は、TKUヒューマンの意向を県に話したが、県からは「運用規定に明記された日帰り旅行には周遊券は使用できない点に違反している。」「観光振興課担当者の令和3年7月のメールでは、周遊券のみは使用できないと回答している。往復乗車券とセットにしたプランであれば対象となりますと回答している。」との返答だったと伝えた。

これに対し、TKUヒューマンは、県に相談しながら、商品を造成したことや周遊券に「使用できる日付」のスクラッチを削って明示し、さらに「払い戻し不可」のシールを貼って、「くまもと再発見の旅」の乗車券としていたことなどを再度説明し、もう一度、県と話してくれないかと言い、事務局は、再度、県と話してみるとの返事をした。

その後、事務局が、観光振興課に、上記同日午前のTKUヒューマンとの協議内容を報告した。観光振興課は、国に確認したところ、運用規定に明記された日帰り旅行には、周遊券は仮に発着地が明記されているものであっても支援対象にはならないと事務局に伝えた。

(コ) そこで、事務局は、同日16時20分頃からのTKUヒューマンとの協議 において、上記の観光振興課の回答を伝えた。

また、事務局は、県が、TKUヒューマンが自主返納すれば社名は公表しないという方針であると言っているとも話した。

ただ、この時点で、観光振興課は、確定的に、自主返納すれば社名公表しないという方針を決定していたわけではなく、自主返納すれば社名を公表しないという選択肢も含めて検討している段階であった。また、観光振興課において、このような検討を行っていることについては事務局にも伝えられていた。

(カ) 同日17時20分頃から、事務局は、TKU本社の役員、TKUヒューマン役員らと2回目の協議をした。

事務局とTKUヒューマンは、TKUヒューマンとしては県に周遊券の使用について了解をもらったと認識しており意図的に不正受給したわけではないこと、県がTKUヒューマンが自主返納すれば社名は公表しないという方針であることを前提に協議を行っており、TKUヒューマンが積極的に非公表を要求したというわけではなかった。

(キ) その後、事務局が、上記のTKU及びTKUヒューマンとの協議の結果を 観光振興課に報告したところ、観光振興課から、協議内容を文書にしたもの を提出するように指示があった。

協議に参加していた事務局の担当者は、事前に観光振興課から協議内容を 文書で報告するようにとの指示を受けておらず、録音データや文書報告用の メモは取っておらず、自分の備忘のために手帳にメモしていた程度で、誰の 発言かなどのメモまではしていなかった。

事務局の担当者は、観光振興課からの指示を受けて、A4用紙1枚にまとめた協議メモを作成し、観光振興課に提出したが、観光振興課は、事務局に対し、A4用紙1枚の協議メモでは、協議の内容がよくわからない、誰の発言かを明示して、もっと詳しいメモを作成して提出するようにと指示した。この指示を受けて、事務局の担当者は、自分がメモを書いていた手帳を見ながら、誰の発言であったかについてはあやふやな記憶ではあったものの、記憶を頼りに以下のA4用紙2枚の協議メモ「【1/25(水)16:20-16:50 TKUヒューマン(TKUH)との協議】」から始まるメモを作成し、観光振興課に提出した。

「【1/25(水)16:20-16:50 TKUヒューマン(TKUH)との協議】

同席者:TKUH M・N・O

事務局: JTB P・Q

<事務局からTKUHへの説明>

P:県が観光庁に周遊券利用ルールについて見解を求めた所、GoToトラベルにおいては1DAYパスを運用上旅程管理した往復乗車券として利用しても周遊券を使っている時点で不可との回答があった。今回県民割についてはGoToトラベルのルールが条件となっている為、県としても了承できない。

M:旅行事業者を支援した制度でもあるので、手順を踏んでやったつもりだったが商品造成して良いかどうか分からない為、確認し口頭で承認頂いたにもかかわらず、適用されないのは残念。

P:7月に確認頂き回答した事で11月の問合せでもルールは7月から変わっていない。県に対してマスコミから問合せが入っている様だが、県としては返還すれば公表しないとの方針であると言っている。

M : 主旨は理解したので、社内で協議し明日連絡する。

【1/25(水)17:20‐17:40 TKUとの協議】

同席者:TKU S・T・U

TKUH L·M·N·O

事務局: JTB P・Q

S:TKUHから今迄の経緯報告は全て聞いている。今日結論が出たと思っている。TKUはTKUHの報告通り、発着が同一であればOKと県

から回答頂いたため、了承頂いたと思っていた。TKUH側としては県 との協議が必要と考えていたが、国のルールであれば決着と考えている。

TKUHが助成金を返納した場合、県としてどの様な対応するのかを 心配している。新聞や TV 等メディアにTKUの名前がバンバン出てしまうようなことは、避けて頂きたい。双方の認識の違いから 2,700 万円 という大金を支払いう(原文ママ)のは大変だが、県とTKUとの関係 もあるので返納しようと思う。その道筋をきっちりつけて欲しいと考えている。

- P:事務局としてもTKUHさんは丁寧な仕事をされていると思っているが、元々のGoToトラベルのルールに抵触している点が今回焦点となっている。
- U:TKUHとTKUグループにとっては最悪のシナリオ TKUHとしては、口頭ではあるが、県は周遊券の使用を了解したと いう認識だった。その時の県の管理責任はないか問いたい。

高額の 2,000 数百万円という金額はTKUH・TKUグループにとって大打撃ということはご理解頂きたい。TKUHとTKUグループとしてはブランド名を傷つけられることは絶対に回避したいと願っており、名誉だけはお金を払ってでも守りたいと思う。具体的には、マスコミの実名報道は絶対に避けて欲しい。公表するにあたってもA社・B社という風にして欲しい。

要は、TKUHとしては意図的に申請した訳ではない。口頭で了承されたという認識から、業務を遂行したということを県側にももう一回伝えてほしい。

- S:県に迷惑をかけたくないので、県・国の立場を考えた上で、TKUは 大人の対応をするので、県も大人の対応して頂けるのであれば、即刻自 主返納する。
- L:今の話を県がお約束頂けるようであれば、自主返納する意向。
- U: 阪急交通社とTKUHとの違いは何か?
- P: 阪急は県に相談せずに造成している点と旅程管理を行っていない点が 大きな違い
- U:返納というより申請取り下げになると思う。方法はどの様にするか教 えて欲しい。県にはいつお伝えに行くのか?
- Q:県への訪問は1/26(木)午前中を予定しているので、終了後報告する。
- L: JTBとTKUHは商品造成していたが、他の業者はあるのか?
- P:今、事務局にて調査しているが、数社あると思う。
- U : 見切り発車的にTKUHだけを口外しない様にお願いしたい。」
- (ク) 令和5年1月26日、観光振興課は、事務局作成の協議メモを要約したとする令和5年1月26日付け観光振興課作成名義の「報告(報道関係/第二報)TKUヒューマンによる旅行助成事業(くまもと再発見の旅)を利用し

た旅行商品の不適切な運用について」と題する二役報告(以下、「本件二役報告」という。)を作成した。

実際には、県、TKU、TKUヒューマン、事務局の4者での事実確認を行った事実は存在していないものの、本件二役報告には、「○このことは、本県、TKU、TKUH、『くまもと再発見の旅』事務局(JTB)の4者で事実確認を行い、結果をSも承知されています」と記載された。

また、Sが結果を承知したかどうかについても、県が当該事実を確認した ことはなかった。

さらに、本件二役報告には、「助成金 TKUH名を公表しないことを条件に返納するとの申入れあり 約3千万円」という記載もあるが、添付された事務局作成の協議メモでは、事務局側の発言として「県としては返還すれば公表しないとの方針であると言っている。」との記載があり、その後、TKU側の発言として「TKUHとTKUグループとしてブランド名を傷付けられることは絶対に回避したいと願っており、名誉だけはお金を払ってでも守りたいと思う。具体的には、マスコミの実名報道は絶対に避けて欲しい。公表するにあたってもA社・B社という風にして欲しい。」との記載がある。

本件二役報告には、「TKUHは『周遊切符に工夫を施し旅行者に口頭で運用を徹底していた』と主張。観光庁にその運用の可否確認したところ、周遊切符を使用している時点で要件不備とのこと。」という記載もある。

そして、観光振興課としては、早急に上司に報告すべきものと判断し、本件二役報告の内容を確認しないまま、本件二役報告を資料として、両副知事に相談に行くこととした。

(ケ) 令和5年1月26日午後2時45分頃、本件二役報告を持参して、観光振興課は、県幹部Bのレクに入った。

このときのレクの対象は、TKUヒューマンの日帰り旅行商品に、周遊券と食事のみのセットのプランがあり、それが助成要件を満たしていなかったという件であり、タクシー券付きの旅行商品についての説明はなかった。

県幹部Bは、本件二役報告を見て、その中に「(4)助成金等に係る対応予定(R5.1.26時点) 助成金 TKUH名を公表しないことを条件に返納するとの申入れ有り 約3千万円 」との記載に注目し、知事が、県が保有する情報は原則公表するとの方針を掲げ、そのとおりに実践していることから、このような社名を公表しないという取扱いはおかしい、そのような取扱いはできない旨を指示した。さらに、阪急交通社の件については、既に社名を公表しているから、それとの均衡上も社名非公表とすることは出来ないと述べた。

同レクの最中、又はレクの後、県幹部Bは、TKUの役員に電話をかけて、 社名を公表しないということは無理ですよと話した。県幹部Bのこの話に対 して、同役員は、県幹部Bがなんのことを言っているのか分からないという 反応だった。同役員は、TKUヒューマンは県の指導に従ってやってきたと いうことを話すのみだった。そのため、県幹部Bは、TKUないしTKUヒューマンが、社名非公表を要求しているのなら同役員がそのことを主張してくるはずなのに、そのような態度が全くないことにあとから違和感を覚えた。しかし、そのときは、県幹部Bとしては、社名非公表などできないと考えていたので、同役員に対して社名非公表などは言ってはだめですよと伝えた。また、県幹部Bは、観光振興課に対し、この社名非公表の要望については応じないように指示するとともに、本件二役報告を知事には上げないように指示した。

- (コ) また、令和5年1月26日の執務時間終了後、観光振興課は、県幹部Aを 訪ね、レクを行った。その際も、知事にはこの件につき報告をしないことと なった。
- (サ) 観光振興課は、令和5年2月6日付「周遊券付日帰旅行商品に関するTK Uヒューマンと県とのやりとり」を作成した。その中には、令和3年7月1日から同年11月18日までの間のTKUヒューマンと県とのやり取りが記載されているが、令和3年10月1日にTKUヒューマンから県の担当者に対して送られたメールについての言及がない。令和3年10月1日のメールは、TKUヒューマンが、周遊券の後にタクシーを利用する日帰り旅行プランを作ることを伝えた上で、かかるプランの広告原稿を添付し、交通手段について問題がないかを照会したメールであり、この照会に対して県の担当者は電話でOKと回答している。本来、県が主張する GoTo トラベルのQ&Aに従えば、上記順序での周遊券とタクシーの利用は許されないはずであるが、県はOKと回答していることになる。
- (シ) 令和5年2月8日、県職員Hと県職員Iは、熊日から取材を受けた。その際、熊日の取材に対して、県職員IがTKUヒューマンの不適切受給の可能性がある助成金の金額が合計で約4500万円であること、そのうち2000万円分は、今後、要件を備えているかどうか調査しないと分からないことを述べた。この熊日の取材のとき、県職員Iは、TKUヒューマンが提出した日帰り旅行商品の商品ごとの件数等が記載された一覧表を手元に持っていた。また、その一覧表には、県職員Iのメモ書きがあり、
 - 「【③】3500 円(街中グルメ)R3.11.27~12/28 R4.1/17~1/31」の欄外から「【⑥】5000 円(人気グルメ)R4.4/1~28(平日)R4.4/1~28(土日)」の欄外に中括弧と線がペンで手書きされ、その先に

「タクシーなし 4,341 24,559,000」との記載があり、その下に、

「タクシー付 2, 973 20, 525, 000」 欄外の右下には「R5. 2. 8」との記載があった。 (ス) 令和5年2月9日、熊日に「旅行割引で不適切受給か TKUヒューマン 県が指摘」という記事が掲載された。

同記事には「TKUヒューマンの報告に基づく県の概算では、助成金とクーポンを合わせた不適切な受給は、21年11月~22年1月に販売した日帰り商品のうち、少なくとも4341件で計2456万円に上る。」と記載されている。

この記事にある募集期間、件数 (≒申込人数)及び金額は、前述の観光振 興課の職員が手元資料としていた一覧表の各数字と符合することから、2月 8日の取材を基に記事が書かれたと考えられる。

同日、TKUヒューマンは、県観光振興課を訪れ、

「くまもと再発見の旅事務局と事前打ち合わせをして『くまもと再発見の旅』 シリーズを企画立案し、実施致しました。(2021年11月27日から2022年4月28日)

この一部旅行企画に対し熊本県より不適切とのご指摘があり、弊社にも手続きに齟齬があったと認め、申請した補助金を熊本県へ自主返納することに致します。」

と記載された書面を提出した。

- (セ) 同日、知事定例記者会見の後のぶら下がり取材に、県職員Hが対応した。 その際、県職員Hは、不適切受給をした会社にTKUヒューマンが含まれる ことを述べた。
- (ソ) また、同日昼前頃、TKUの役員から県幹部Cに、旅行助成で不適切受給とされる助成金の金額についての電話があった。その電話で、同役員は、「(県が)不適切受給の可能性のある金額が2500万円ではなくて、4500万円という額についてもマスコミに説明していると聞いた。2500万円については了解しているけれども、残りの2000万円については県の指導(あるいは事務局の指導)に従ったものであるので争う。」という趣旨を伝えた。

そこで、県幹部Cは、同役員からの電話で「(県が) 4500万円という額についてもマスコミに説明した」と言われたことから、これは知事定例会見後のぶら下がりで説明されたものではないかと推測し、その点を確認するために、観光振興課の職員を呼び出した。

そのときまで、県幹部Cは、TKUヒューマンに対する旅行助成について 不適切受給の可能性のある助成金の金額は2500万円との説明を聞いて おり、4500万円という金額は聞いていなかった。

それで、県幹部Cは、「これまで不適切受給の可能性のある金額は2500万円との説明を受けていた。しかし、本日のぶら下がり等の取材において、マスコミには4500万円と説明しているようだが、本当なんだろうか。庁内でオーソライズされていない数字をマスコミに出しているのか。」と観光振興課の職員に対して質問をして、事実関係の確認をしようとした。

これに対して、県職員Hは、4500万円という数字はマスコミに話していないと返答した。県幹部Cは、4500万円というオーソライズされていない数字をマスコミに流すことについて観光振興課の職員に注意した。

そして、県幹部Cは、観光振興課の職員に対して、ぶら下がりでのマスコミとの応答をメモにして提出するように求めた。これに応じて、県職員Hが「TKHUに係る囲み取材のやりとり」と題する書面を作成した。

県職員Hは、令和5年2月8日の熊日記者の取材の際、県職員 I が今後詳しい調査をする必要がある約200万円を含めて約4500万円という数字を熊日記者に伝えていたことを知っていたが、上記の県幹部Cの質問に対して、県職員 I が熊日記者に約4500万円との数字を伝えていたことは話さなかった。

TKUヒューマンの不適切受給の件及びTKUの役員から電話があった件について、翌令和5年2月10日の午前9時頃に県幹部Aへのレクをすることが予定された。

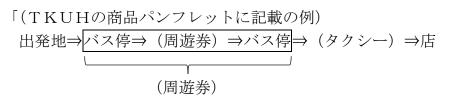
令和5年2月9日の観光振興課とのやり取りでは、旅行助成の制度等の理解が十分ではないと考えた県幹部Cは、県幹部Aレクの前に、観光振興課から補足の説明を受けることにした。

(タ) 令和5年2月10日午前8時30分ころ、県幹部E、県職員F、県職員Iが、県幹部Cのところに行った。そこで、県幹部Cは、補足の説明を受けた。その後、県幹部C、県幹部E、県職員F、県職員Iは、県幹部Aのところに行き、レクを始めた。途中から、県幹部Dが課内で当該レクの話を聞いて県幹部Aレクに加わった。

そこでは、まず、観光振興課から、観光振興課は適切に指導していた旨の説明から始まり、本件日帰り旅行助成事業の詳細を知らない県幹部Aに対して、同事業の助成要件について説明がなされた。その中で、タクシー券と周遊券の利用の順序により助成できる場合とできない場合があることの説明がなされた。

その説明の際、県職員 I は、県幹部Aへの説明のため、自身が作成した「T KUヒューマンにおける不適切運用について(イメージ)」を用いて説明を行った。

同書面には、周遊券を使ったプランが4500万円、そのうち、2000万円がタクシー付き「確認が必要」、2500万円がタクシーなし「助成対象外」との記載があった。また、「確認が必要」との記載の右横には、「【国Q&A】周遊券に加え、出発地からフリーエリアまでの往復乗車券のセットプランは支援対象」「・TKUHから提出された商品パンフレットではフリーエリアから飲食店までタクシー利用例が記載⇒ヒアリングを実施し、状況を確認する必要がある」とあり、



との記載があった。

県職員 I は、同書面を使い、GoToトラベルにおいては、出発地からフリーエリアまでの往復乗車券がついていれば支援対象となることから、本件日帰り旅行助成事業においては、出発地からフリーエリアまでタクシーがついていれば支援対象となるものの、フリーエリアから飲食店までタクシーがついているプランは支援対象外となるため、タクシー付きのプランについては、タクシーを出発地からフリーエリアまで利用するのか、フリーエリアから飲食店まで利用するのかにつき、確認をする必要がある旨の説明を行った。

県幹部Cは、TKUヒューマンから不適切受給として助成金の返還を求める場合、TKU側から想定される様々な反論を想定して、観光振興課が検討を行う必要があると考え、旅行業者側から想定される反論について質問をした。

また、県幹部Aは、本件日帰り旅行助成事業の制度は県の決めようなのではないか、周遊券だけだとなぜいけないのか、タクシーと周遊券の前後で助成対象が決まるのはなぜかを質問した。

これに対して、観光振興課は、制度は県によって決められ、福岡県では周遊券だけでもよいとしているが、県は GoTo トラベルと同様の取扱いをすると決めたこと、その GoTo トラベルでは、周遊券だけの利用は認められず、周遊券の前にタクシーを利用して店に行くプランでなければならないとの説明した。

県幹部Aは、観光振興課の前述のような説明を受けても、観光業者や旅行業者がコロナ禍で疲弊しているので、その窮状を救済するためにお金を回すという目的で助成制度ができているのならば、そんなにミリミリ(厳密に)、前とか後とか詰めなければならないのかとの疑問を払拭することはできなかった。

さらに、観光振興課から、TKU側から2500万円は払うけれども、それとは別の2000万円については争うということが説明された。そして、その2000万円については、県がOKと言ったから旅行商品を販売し助成金を申請したとの主張がTKU側からなされているとの説明が付け加えられた。

県幹部Aは、TKU側の主張を聞き、通常、助成要件がはっきりと決まっていれば、言った言わないの話にはならないはずなのに、言った言わないの話になっているのであれば、本件日帰り旅行助成事業の助成要件が本当にちゃんと規定されているのだろうか、途中の数社を介する中で思い違いや勘違いが生じていなかったのかどうかとも考えた。

また、県幹部Aは、長年にわたる県職員としての自身の経験から、トラブル案件では、大抵の場合、それぞれの程度の大小はあっても県と相手方の双方に過失があるものであるのに、レクの冒頭で観光振興課は適切に指導をしたと強調したこと、それに、補助金制度において補助の要件は文書化するのが当然であり、通常、紛争の焦点は、文書化されている補助要件に当該事案が該当するかどうかということであることが多いのに対して、本件では、助成要件に該当するかどうかの県の指導がどうであったかということが争点となっていることに違和感を覚えた。

以上のような考えから、県幹部Aは、最終的には、部内で不適切受給の考え方を整理し、弁護士にも相談するように県幹部Dに指示した。

このように、県幹部Aレクでは、県幹部A及び県幹部Cから、なぜタクシーと周遊券の使用の順序により助成できるかできないかの判断が分かれるのか、どうしてそのような基準で判断しなければならないのか、そもそも地域観光事業支援の助成金の決め方は県の裁量で決められるのだから、そのような基準を設ける必要があるのか、という趣旨の質問がなされた。

これらの質問は、特定の結論を指向してなされていたものではなく、制度 自体の仕組みについて説明を求める趣旨のものと、県の対応が十分なものと いえるかどうかを検討するための質問であった。

そのため、レクでの結論としては、旅行業者からの反論に耐えられるようにする方向で、県幹部Dが預かって、県の考え方を検討するということとされた。

上記レクの内容については、各人が以下のように理解したと述べた。

(i) 県幹部D

最終的に助成要件は県の判断なのであれば、県の判断でいろいろ考えていいんじゃないか。助成要件の考え方について、観光戦略部で整理しろという話だった。

(ii) 県幹部E

コロナの影響によって非常に苦しい旅行業界を救済するという目的の制度なのに、調査をすることで、業界、特に熊本の場合は中小企業が多いので、倒産するとか、事業に悪影響がないようにという話もあった。我々としては全数調査する話が大前提で話をしたが、県の指導とか監督に問題はなかったのかとか、事務局や事業者からの問合せに観光振興課はどのような回答とか指導してたのか、法的なトラブルになるというおそれもあるので、弁護士相談もすべきだ。県民割は県が独自のその地域の事情とかを勘案して制度設計をしていくものであり、周遊券自体もOKとなっている県があるから、県の決めようではないかという話があった。

(iii) 県職員F

周遊券は駄目なのか、制度設計は県の判断なのかなどの質問があり、最終的には観光戦略部長が預かり、部で検討して、公にできるよう、説明できる

ような整理を行うという指示を受けたと認識している。

(iv) 県職員 I

議論の中で、タクシーの前後で助成対象を決めることが本当に大事なことなんだろうか、そこは県の判断ではないだろうか、タクシーの前後を調査する必要があるのかとの意見を言われた。しかし、観光振興課としては、GoToトラベルの日帰りを準用する以上、調査はやらないといけないと話して、最終的に、一旦部で持ち帰れという話になった。あくまでも指示ではなく意見だったことから、部でもう1回検討して、部としてやっぱり調査しないといけないとの結論になり、調査した。職員として指示に背くことはできなので、調査するなという指示であれば、調査はしない。

(チ) 令和5年2月10日、県幹部Aレクの後、観光振興課内で、県職員Fと県職員I、途中から県幹部Eが参加して、副知事レクの内容を県職員Hに伝えて、対応を協議した。

この協議の際の会話が、通報者が見逃し指示の証拠として提出した録音 (以下、「課内録音」という。)で、その一部は熊日で令和5年9月7日付け で報道されたものである。

課内の協議の際の会話では、以下の発言があった。

県職員F 「そうそう。で、国のQ&Aがこうっていうのも分かる。今ここに記載されているやつからいくと、こういう風な例になってるでしょって。合ってますって。」

県職員H 「出発地、バス停、で周遊券使ってバス停に行ってタクシー使って店ですね。アウトですよ。」

県職員F 「この部分がタクシーを使ってもいるから、こことはまあその部分で違うから、『ミリミリそこまで詰めなんとや』っていうのを県幹部Aから。」

県職員H 「県幹部Aが言いなはったんですか?県幹部Cじゃなくて。」

県職員F 「県幹部Cが『自分はそう考えを思ってる』っていう話をしたら、 県幹部Aも『俺もそこまで詰めんでいいと思うって。もうよかろ』 って言わした。『よかっじゃにゃあや』って言わした。ここの区 分。ここは明らかに対象外だから、ここはアウトっていう形で返 還させる。ただここは…。」

県職員H 「2500万はあの周遊券のみ。」

県職員F 「そうそう、それはダメ、分かってた。」

県職員 I 「それは必ず返させます。」

県職員H 「それは絶対だめよね。」

県職員F 「絶対だめ。」

県職員H 「で、この2000万、その」

県職員F 「その部分をミリミリおまえらは詰めるのかって。」

県職員H 「え、県幹部Aが?」

県職員F 「うん、同じだった。」

県職員H 「え、県幹部Cがそういう指示、解釈ができんとかって県幹部A におっしゃったんですか?」

県職員F 「まあ、自分はそういう考えが、そういうふうにするのも方法だ と思うとるって。」

県職員H 「県幹部Cが」

県職員F 「まあ、ミリミリ詰めなんや?って」

県職員H 「え、担当部長でもないのに?」

県職員F 「県幹部Dが入らしたって県幹部Aのところに。言わんでこらしたもん。自分で。で、県幹部Dにも指示して、『ここはこういう形で切り分けるってのを含めて部で検討せえ』って。」

県職員 I 「持ち帰れって言わした。」

県職員F 「で、県幹部D預かりになっとる。」

県職員H 「でも、え?それなんですか。もうだめじゃないですかこれ。全 然。これどうやっていいって認めるんですか。」

これを受けて、県職員Fが、自身の考えを2つ述べている。

一つ目は、TKUヒューマンの事例では、ほぼほぼ出発地からタクシーを使っている例であるので、助成要件を満たすのではないか、という考えで、これに対しては、県職員 I が、申請書類を見てみらんと分からんですけど、と応じている。

二つ目は、県職員Fは、試案として、バスを利用した後タクシーを利用して店にいった場合、タクシーに乗った地点を出発地とする取扱いをしてはどうかとの考えを示したが、この試案は、即時に県職員Iによって、排斥された。

その後の会話は、次のとおりである。

県職員H 「順番を、考えろと?」

県幹部E 「これが後ろか前かっていうのをミリミリ1個1個つめるのかって。後ろか前ばそがん問題視するのかって。県幹部Aも県幹部C もミリミリいくとそがん話になるけど、基本的に13社はここはね、異論ない。(聴き取れず)について調査としてはタクシー付きかタクシーなしか、そこまでで良いんじゃないか。出来んかなって、そういう感じだった。」

県職員H 「それは部に対してそういう風に解釈してくれっていう話ですか?そういうこと?」

県職員F 「県幹部Aが決めようだろって。」

県幹部E 「過去もあるって、そういう話。」

県職員H 「過去もある?」

県幹部E 「いや、このケースに限らず、どういった形で大きな方針を固めていくかって時、積み上げ方式で精査していくっていうのがここに書いてある話だけど。

県幹部E 「そこをうまくやれって」

県職員F 「まあ。」

県職員H 「えー?」

県職員F 「まあ、それがね、JTBがOKって言いよっとだろがって」

県職員H 「それJTBがOKって言っているのはこれの話ですよ。そもそも。あの周遊券をもってA群扱いするってことでしょ。その周遊券はA群扱いできない、ここはもう明らかじゃないですか。これはもう大原則。」

県職員F 「うん。」

県職員H 「でも、A群を使った後に周遊券を使うのはOKですよって明記してあって、みんなそれを守ってるじゃないですか。でも、周遊券をA群に使って、タクシーをB群?に使ったものもTKUヒューマンがやってるからOKにしろってこと?」

県職員F 「うん・・・。」

県職員H 「じゃあですよ、2000万円ってなんですか。これ公金でしょ。 2000万円って税金ですよ。税金でかぶるってことですか?T KUのやったことを。って指示されたの?」

県職員F 「まあ指示はここのなかで、ここで切れんとかって、制度は県が 決めるんだろ。だからそこで県で表からいろいろいわれても、で きる範囲でよ、そこをきめるようなところで今から考えてくれっ て。」

このような協議の結果、最終的には、県職員 I が同日のレクの前に考えていた最終行程表のチェックを行う必要はあるとの結論になり、そのチェックを行うこととした。つまり、T K U ヒューマンの日帰り旅行商品のうちタクシー券がついているものについて、その利用の順序が、出発地→タクシー券→周遊券→食事(観光体験)→周遊券→タクシー券→帰着地(出発地)となっているかどうかについて、T K U ヒューマンが助成金請求の際に事務局に提出した資料のうちの予約確認書に記載されている最終行程表を 1 枚 1 枚 チェックすることになった。

(ツ) そして、同協議の後、県幹部Eは、県職員Hを部長室に呼び、以下のような話をした。このときの録音が熊日が令和5年10月18日付けで報道されたもの(以下「部長室録音」という。)である。内容は以下のとおりである。

県幹部E 「ちょっといろいろと腹立つこと、負けてくれとかそういう話に なってたい、いろいろ腹立ちもあると思うので、間に入って、県 幹部Cと県幹部Aと、いろんなところの吸収しながら、一番良い 形今調整してるんで。はい。だけん、当然赤とか青とか白とかあったたい、あんなところで中身を見ずに、ばふって決めるなんていうことはとてもできないけんね。ただ、希望は『これくらいがいいな』ってTKUが言いよらすけん、そこになるべく最終的にたい、アウトプットがなるように。それでもちょっと確認はせんと、県幹部Dがなんて言わすか分からんけん。・・・しつつ、最終的にまあよかたいって言えるようなところで、皆さんにうまく説明したいと思うんで。今のとこうまく・・・感じ。だけん、そういうこと。だけん、ちょっと私が間に入っていろんなところに話をして、みんな『分かった』って言ってもらえるようにしたいと思うんで。いろいろと教えてね。」

(省略)

県幹部E 「そうそう、月曜火曜に。だいたい見るたい、TKUヒューマンとかのを聞いて。で、俺のイメージとしては『ここで何さま切れ』とか、そんな話は無理。あの、あれと言われたとしても、ちゃんと調査せんと駄目って。いうものの、ここ直感的な話でたい、返還額が4500万円アッパーになってくると、ややこしくなるけん。希望的観測としては、2500万円からほら、10%、2千万の10%ぐらいで止まればいいなーって思ってんだけどね。」

県職員H 「2千万の10%ぐらい?」

県幹部E 「うん。だけん中身的にちゃんとチェックした時に、あのレギュレーションに合致してないのが10%くらいまでに収まるといいなって。それだったら説明できるなって。あちこちに言ってたい、分かったって言わせきると思うけど。どうだろ。どがんだろうね。見てみらんとわからんけどね。」

県職員H 「見らんと分からんですけど、もうチラシを見る限りはですね、 もう厳しいかなと思います。そして、仮にですね、まあ、操作し た、操作っていうかあの10%にならずにですね、もう90%が だめでしたってなったのを、仮に県幹部Cや県幹部Aのシナリオ 通りに10%とかに解釈したとしても、今度は利用した人たちの 口はふさげないですよ。」

県幹部E 「うんうん、もちろん、もちろん。」

県職員H 「『私、タクシーを最初に利用しませんでしたよ』っていう人たち の声を、マスコミが集めだしたら、もう立っとられんですよね。」

県幹部E 「うん。だけん俺はそうしてくれじゃなくて、そうなると。だけ ん調査するとして、確認するとして、それが10%の範囲ぐらい に収まればな、収まればいいなっていう希望たいね。それはもう 見てみらんと分からんけど、実際どうなんだろうね。」

県職員H 「普通、行程表通りにするけんですね。何か下手したら周遊券と

か使ってない方も出てくるかもしれないんで。うん余計まずいかなって気もします。」

県幹部E 「だけん、その何ていうかな。後日の調査が、後追いの調査が深 堀りしていくと、やばいとは思う。収まるような形にせなんとだ ろね。そんな感じです。最終的にはなるべく、なるべくというか、 何だろうインパクトが、大きなハレーションがないような形でそ れぞれに説明しつつ、17日を迎えられるようにしてきたいん で。」

(以下、省略)

県幹部Eは、上記のような発言をしているが、TKUヒューマンと直接のやりとりをしておらず、TKUヒューマンがタクシー付プランの2000万円は県の指導に従ったものであるから争う姿勢であるという報告しか受けていなかった。県幹部Eは、上記の発言をした理由について、波風を立てずに解決を図るためだった旨述べる。

- (ツ) この協議を行った日の夕方、県職員 I と県職員 Jが、T K U ヒューマンの 日帰り旅行商品のうち周遊券とタクシー券がついているものについて、全部 の最終行程表をチェックした結果、タクシー券付きの日帰り旅行商品のうちで、助成要件を満たしていないと判断したものは、件数で57件、助成金額 とクーポン額の合計で391,000円だった。助成要件を満たさない理由 は、タクシーと周遊券の順序について、出発地から周遊券を最初に利用し、出発地に戻る際に周遊券を最後に利用するというもので、タクシーと周遊券の順番が観光振興課の想定する順番ではないことだった。
- (テ) 前後するが、令和5年2月9日、熊日記者は、「TKUヒューマンによる 県の旅行助成『くまもと再発見の旅』を巡る助成金の不適正な受給に関する 一切の資料」について、県に行政文書開示請求をした。

令和5年3月24日県は、熊日記者がした令和5年2月9日付け行政文書 開示請求に対して、行政文書の一部を開示する旨の行政文書部分開示決定を した。同部分開示決定では、本件二役報告は、観光振興課が保管する簿冊に 保管されていなかったことから、開示されなかった。

その後、令和5年4月3日から同月5日にかけての報道各社から、くまもと再発見の旅をめぐるTKUヒューマンと県及び事務局のやり取りを記録した行政文書の開示請求があった。

これらの開示請求に対して、観光振興課が開示すべき文書を整理する際、 県職員Hら自分が保管していた本件二役報告を開示するよう申出があり、県 は、本件二役報告を開示対象として、令和5年5月17日、一部マスキング を施したうえで開示することを決定し、同月18日、開示用文書を交付した。

- (ト) 令和5年2月14日、同月21日及び同月28日に、観光振興課は弁護士に相談したものの、観光振興課は周遊券の取扱いについて問い合わせがあった際には一貫して補助対象外経費である旨を回答していたこと、旅行業者に対して GoTo トラベルと同様とするとの周知がなされていたことを前提として相談したので、観光振興課のこれまでの対応を見直すことにはならなかった。
- (ナ) 令和5年3月30日、県は、TKUヒューマン分24,661,000円 も含めて補助対象外商品が14社44,648,750円あったことを公表 した。

また、併せて、JTBが事務局として、旅行業者から周遊券を組み込んだ 日帰り旅行商品が助成対象になるかどうかについて問い合わせを受けた際 に助成対象になると回答していたことから、阪急交通社を除く、13社分2 9,586,150円を第三者弁済する旨を公表した。

- (二) 令和5年3月31日、熊日に、「TKU社名非公表要求」の記事が載った。
- (ヌ) 令和5年4月18日、県とJTBが、事務局作成のメモが不正確であった 旨の説明を行った。
- (ネ) 令和5年9月7日、通報者が第三者(捜査機関)による再調査を求めて外 部通報した。
- (ノ) 令和5年10月5日、県が第三者委員会(当委員会)を設置した。

第4 通報内容に対する判断

1 総論

通報者からの通報内容につき検討したが、①旅行業法に抵触するなどの不適切受給があったこと、②県幹部による①の見逃し指示、③県民の損害はいずれも認められなかった。

- 2 不適切受給があったことについて
- (1) 通報内容①「a (利用できないタクシー券の販売) A社が販売したタクシー券に記載された利用規定には「(往路) 自宅から最寄りの電停・バス停までの利用が可能」「(復路) 最寄りの電停・バス停から自宅までの利用が可能」と明記しているにもかかわらず、A社はこのタクシーの使用できる区間(熊本市・合志市・菊陽町・嘉島町・益城町)に制限を設けた上で、実質的にはタクシー券が利用できない上記区間外の者にも多数販売したことにより、当該往復乗車券をセットにした商品を購入した者がタクシーを事実利用できなかった。なお、旅行助成金はタクシー券の額面を対象額として算入のうえ計算されている(タ

クシーを利用しなければ助成対象にならない)。当然のことながら、タクシー券の額面1,000円分は利用者が支払った旅行代金に含まれる。」について上記通報のA社は、調査の結果、TKUヒューマンであると認められるので、以下、その前提で論じる。

通報内容は、TKUヒューマンは、タクシー利用区間外の者にタクシー券付きの旅行商品を販売していることから、同旅行者はタクシーを利用できず、タクシー利用ができない以上、そのような旅行商品は助成要件を満たさないというものである。

まず、TKUヒューマンが販売した日帰り旅行商品のうち、タクシー券とわくわく1dayパスまたは市電一日乗車券が組み合わされているプランは、出発地から市電の電停までの区間でタクシーが利用でき、タクシー券はタクシー料金の一部として片道1枚当たり500円分に充当できるというものであった。TKUヒューマンが造成・販売した日帰り旅行において、食事を提供する飲食店は、熊本市内の熊本市電を利用して行ける場所にあることから、タクシーが利用できる区間外を出発地とする利用客もタクシー利用区間内でタクシーを利用することができる。

確かに、このタクシー券には、注意事項として、「●ご本人様に限り、ご自宅 ⇒最寄りの電停までのご利用が可能です。」との記載があり、自宅と最寄りの 電停でのみ利用し得るとも思える。しかし、TKUヒューマンとタクシー会社 との間では、利用区間内であればタクシー券を利用できるという合意があり、 タクシー利用区間外の旅行者が自宅からタクシーの利用区間内に移動した上 でタクシー券を使うことは可能であった。

また、本件マニュアルに示された日帰り旅行の要件ではタクシー券の利用に関する言及はなく、本件マニュアルでは、日帰り旅行については、①日帰り旅行代金割引申請書、②旅行者からの入金が確認できるもの、③日帰り旅行の条件が確認できるもの(旅行会社名・募集型 o r 受注型・旅行サービスの内容を明記)、④日帰り旅行の最終日程表(旅行会社名・日程・発着地・目的地を明記)を提出することで助成要件の審査を行うこととなっており、日帰り旅行が最終日程表通りに実際に行われたという資料の提出は求められていない。つまり、タクシー券が現に使われたことは審査の対象となっていないことから、タクシー券が現に使われたことが助成要件であるとは認められない。

旅行計画に定められた旅行サービスを旅行者が受けられるようにすることが、旅行業者が負っている旅程管理義務(旅程管理債務)の内容であり、旅行者が旅行計画に従った旅行をしているかどうかを監視することが旅程管理義務の内容ではない。よって、旅行者が、その旅程から任意に離れることは旅行者の自由である。企画旅行では、企画旅行に参加した旅行者が、旅行中に死亡した場合には1500万円の給付が受けられるなどの特別補償があるところ、途中離団の場合は、あらかじめ旅行者が旅行業者に通知して離団していた場合のみ、この特別補償が受けられるが、予めの通知がない場合は、特別保証が受けられない。つまり、途中離団には、この特別補償が受けられなくなる可能性

があるという効果があるのみで、そのほかに旅行業者及び旅行者の権利義務への影響はない。したがって、仮に旅行者がタクシー券を使わなかった(途中離団した)としても、それは旅行者の権利の放棄であり、助成要件には影響がない。

以上より、本件では利用できないタクシー券を販売したとは認められないし、 仮にタクシー券が使われなかったとしても、助成要件を満たさないとは言えず、 不適切受給とは認められない。

(2) 通報内容①「b (発着地同一要件未確認) タクシー券には、発地と着地が明記されていない。実際、「ご同行者と合算利用が可能」とも明記してあり、合算利用がまかり通るようなタクシー券では、旅行助成の要件となっている発着地同一(途中離団不可)の確認ができない。なお、タクシーを利用して初めて旅行助成の発着地同一要件を満たすことになるにもかかわらず、一部の利用者は「A社からタクシーは利用しなくてもいいと言われた」と証言している。」について

TKUヒューマンは最終行程表である予約確認書で発着地同一であることを明示し、発着地同一であることを確認しているので、運送サービスの決済手段の一部であるタクシー券に出発地と到着地を記載する必要はなく、タクシー券に発地と着地が記載されていないから発着地同一要件が未確認との指摘は当たらない。

また、タクシー券はタクシー料金の一部として片道1枚当たり500円分に 充当できるものであり、同行者と同じ旅程の場合に合算利用することには何の 問題も生じない。通報者は、「合算利用がまかり通るようなタクシー券では発 着地同一の確認ができない」と主張するが、前述のとおり、発着地同一の確認 は予約確認書で行われており、タクシー券を何枚使うかという問題とは無関係 である。

なお、前述のとおり、仮に旅行者がタクシー券を使わなかったとしても、それは旅行者の権利の放棄であり、助成要件には影響がない。

したがって、タクシー券に発地と着地が明記されていなくても、タクシー券の合算利用がなされても、仮にタクシー券が使われなかったとしても、助成要件を満たさないとは言えず、不適切受給とは認められない。

(3) 通報内容①「c (旅程管理義務不履行) タクシー券には「事前にお客様ご自身で予約をお願いします」と記されており、利用者 (旅行者) が予約することになっている (若しくは、予約することなく流しのタクシーを利用することも可)。しかし、旅行会社に義務付けられている旅程管理を完遂するためには、旅行会社がタクシーを手配しなければならないと考えるものである。このことは、旅行業法に抵触する恐れがある。」について

通報内容は、旅程管理義務の不履行を問題としているので、まずは旅程管理 義務の内容を検討する。旅行業法第12条の10が規定する旅行業者が企画旅 行を実施する場合に講じなければならない措置のことを旅程管理義務という。 この旅程管理義務については、旅行業法に精通し、当委員会でもヒアリングを 行った弁護士三浦雅生氏がその著書において、次のように説明している。

「 第12条の10 (企画旅行の円滑な実施のための措置)」

「本条は、企画旅行業者の旅程管理義務を定めたものである。今回の改正で、 従来の主催旅行と包括料金特約付き企画手配旅行を包摂するものとして、新た に企画旅行という概念が導入された結果として、本条の適用範囲は、従来の包 括料金付き企画手配旅行(新約款でいう受注型企画旅行)にまで拡大した。

1. 旅程管理の必要性とその義務負担者

企画旅行は、募集型にしろ、受注型にしろ、あらかじめ旅行業者において 旅行計画を定めて、その計画に従って、航空機、ホテル及びバス等の必要な 旅行サービス提供機関を手配して、旅行者が、全体として統一された旅行サ ービスの提供を受けることができるようにするものである(法2条4項)。 この中で、旅行者が提供を受ける予定の旅行サービスは、旅行業者自身が提 供するものではなく、別個独立の運送業者又は宿泊業者等であり、それらは 一定の時間的プロセスの中で順序だって提供されるものであるから、手配が 完全になされていても、何か途中で予期せぬ変更があったときには、その変 更に対応するだけでなく、変更後の事態に合わせた旅行サービス提供機関の 調整を行う必要に迫られる。そうした、いわば旅程全体を管理し、突然の変 更に対応した措置をとり、変更後の事態に合わせて旅行サービス提供機関と の調整を図るといったことを適切になしうるのは、当初において旅行計画を 立て手配を行った企画旅行業者である。特に、広く参加者を募り、同一のコ ースを団体で行動する募集型企画旅行の場合には、団体構成員相互間に面識 がないことから、企画旅行業者がリーダーとなって団体を統率し、変更に対 処する必要性がそれだけ高いことになる。

旅行者は、募集型企画旅行の場合には、基本的には、そうした旅行業者において立てた旅行計画の適否を判断して、申し込むか否かの自由しか持ちえず、旅行業者が全て旅行計画にしたがった手配を行い、突然の変更の事態に対しても適切に旅程を管理してくれることを期待して、旅行に参加するものである。今回の改正により、新たに受注型企画旅行(旧約款の包括料金特約付き企画手配旅行)についても、本条の適用があることになった。受注型企画旅行にあっては、旅行計画の策定に旅行者の意思を反映させることができるが、旅行計画自体は、旅行業者の専門的知識と経験に基づき旅行業者が立てる点においては、旅行の実態は募集型と大差はないことから、旅行業者に旅程管理責任を負わせることにしたものである。

このように、旅行業者が、旅行計画にしたがった手配を行うだけでなく、 実際の旅行サービスの提供段階においても、旅程全体を管理することによっ て、初めて旅行者が旅行計画に従った旅行サービスの提供を受けるという企 画旅行の目的が達成しうるものである。したがって、旅行業者は、旅行者に 対して、企画旅行契約において、単に、自らが立てた旅行計画にしたがった旅行サービス提供機関の手配を行うことを引き受けただけでなく、より積極的に旅程全体の管理をも引き受けたものである(募集型・受注型企画旅行約款第3条)。」(三浦雅生著、改正・旅行業法解説 179頁から180頁)

また、同氏の書籍では、旅行業法第12条の10が求める旅行管理業務の具体的な内容を定める旅行業法施行規則第32条の各号の規定内容については、次のように説明している。

「 2. 旅程管理業務の具体的内容

本条が求める旅程管理業務の具体的内容は以下のとおりである(施行規則32条)。旅程管理義務の内、事務的な業務部分は企画旅行業者でなくともできることであるから、センディングサービス(送迎専門業者)やランドオペレーターに委託して差し支えない。

- (1) 旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置 (一号)
 - これは、旅程管理というより、その前提としての手配債務の確実な履行を求めたものである。
- (2) 旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続きの実施その他の措置(本邦内の旅行であって、契約の締結前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。)

ここに、「サービスの提供を受けるために必要な手続の実施」とは、航空機の場合の搭乗手続き、国際航空便の帰国便の予約の再確認手続(リコンファメーション)、ホテルのチェックイン等をいう。海外旅行の場合には、航空便の搭乗手続については、専門のセンディングサービス会社が、ホテルのチェックインは現地のランドオペレーター等が代行しているのが一般である。

こうした手続は、国内旅行の場合には、言葉の問題もなく、通常旅行者 自身でもなしうることであるから、旅行契約締結前にそうした手続は旅行 者自身において行うことを了解してもらい、その旅行全体について、航空 券、乗車船券等の旅行サービスの提供を受けるのに必要な権利を表示した 一切の書面を旅行者に渡しているときは、こうした措置をとる義務は免除 される(括弧書き部分)。

(3) 旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が 生じた場合における代替サービスの手配及び当該サービスの提供受ける ために必要な手続の実施その他の措置(本邦内の旅行であって、契約の締 結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に 関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付 した場合を除く。) この措置が、旅程管理義務の中核をなす業務である。上記(1)及び(2)の措置は、旅行業者が手配債務を完全に履行している限りは、問題のない事柄であるのに対し、(3)は、手配債務完了後のまさに予期せぬ変更の事態が生じた際の臨機応変の措置をとるべきことを定めたものである。

ここに「変更を必要とする事由」とは、その原因が旅行業者の責任に属するか否かを問わず、結果として、当初の旅行計画に従ったサービスの提供を受けられない事態を広く含む。また、代替サービスの手配とは、旅行計画に定められたサービスの提供を受けられないことの代替であるから、当初予定していたサービスにできるだけ近いものを手配すべきであるが、突発的な事態に対処する義務であるから、善良な管理者としての注意を払っても適切な代替サービスの手配ができないときは旅行業者の責任はないというべきである。

括弧内の規定は、上記(2)と同様の趣旨である。

(4) 旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示

同一の企画旅行の参加者が団体として行動する旅行の場合に必要な指示を定めたものである。

しかし、ここに定められた指示は、企画旅行実施の際に、当然に旅行業者において行うものであり、ここまで細かな措置を旅行業法に基づき定めなければならない必要性(そこまでレベルの低い旅行業者の存在)は全くないものと思われる。

3. 本条違反の効果

本条に違反して、旅程管理義務を怠り、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害すると認められる旅行業者に対して、登録行政庁は、適切な業務改善命令を発することができる(法18条の3四号、施行令5条1項)。」(三浦雅生著、改正・旅行業法解説 180頁から182頁)

本件において、TKUヒューマンは、タクシー券付きの日帰り旅行の販売をする際、事前に、タクシー券に表示されているタクシー会社2社に対し、TKUヒューマン発行のタクシー券を使用してタクシーを利用する客がいることを伝え、同利用客から予約の電話がなされるので、その予約に対応するように依頼しており、これは、旅行業法施行規則第32条第1号の「必要な予約その他の措置」として十分なものである。

通報者は、あたかも旅行業者が個別の利用日時、出発地等をタクシー会社に告げてタクシーの予約をしなければ旅行業法に抵触するかのように主張するが、かかる主張は旅行業法の旅程管理義務の理解を誤ったものであり、前述のとおり、本件でTKUヒューマンは旅程管理義務を果たしており、不適切受給とは認められない。

(4) 通報内容①「d(旅程管理義務不履行)メールで商品購入の申請をした場合にメールで返信される「予約確認書」に、旅行の行程表が書かれていない。利用者によるとメール申込や銀行振り込み、郵送で手続きといった全てのサービスにおいて、旅程の説明は一切なかったとの証言がある。このことは、旅行業法に抵触する恐れがある。」について

通報者は、旅程管理義務不履行(旅行業法第12条の10)として、上記事実が旅行業法に抵触するおそれがあると主張しているが、予約確認書への記載や旅程の説明は、旅行業者の旅程管理義務に関する事項ではなく、旅行業法第12条の4が規定する取引条件説明義務及び同法第12条の5が規定する契約書面交付義務に関する事項である。通報者は、旅行業法の適用条文を誤って通報したものと思料するが、念のため、旅行業法第12条の4、同法第12条の5との関係で旅行業法違反となり得るのかを検討する。

旅行業法第12条の4に規定している「取引条件説明書」には、実務的には、パンフレットや旅行条件書等が該当するところ、本件では、TKUヒューマンは、リビング熊本に旅行募集の広告を掲載しており、この広告は取引条件説明書にあたる。また、TKUヒューマンは、日帰り旅行への参加申込みの電話連絡の際、申込をする利用客から、利用日時、利用希望の飲食店、出発地等を聞き取り、タクシーを利用したうえで市電を利用して飲食店に行くことを説明したうえで利用客の了解をもらい、旅程の説明を行って最終の旅程が明記されている予約確認書を交付していた。さらに、TKUヒューマンは、令和3年11月中旬以降、旅行契約が成立した旅行者に対して、国内募集型企画旅行条件書を交付していた。

確かに、取引条件説明義務との関係では、全ての事項が説明されていない場合もあったと認められるが、主要な部分は広告で掲載されており、旅行代金が支払われた後、旅行者に正式な最終行程表、国内募集型企画旅行条件書等が送付されているので、重大な取引条件説明義務違反とまでは言い難い。

また、国内募集型企画旅行条件書の交付は、令和3年11月中旬からであるため、それ以前の旅行者に対しては、取引条件説明義務違反及び契約書面交付義務違反が生じているが、かかる義務違反は県の指導監督において、県が指導すべき事柄ではあるものの、契約の無効原因になるものではなく、助成金の受給に影響を及ぼすものではないため、不適切受給と認定することはできない。

(5) 通報内容①「e (書面交付義務不履行) A社が出稿している旅行商品情報やチラシ、利用者のメール申し込み先と返信対応メール、A社が利用者に郵送した予約確定票に旅行業務取扱管理者名が明記されていない。このことは、旅行業法に抵触する恐れがある。」について

募集型企画旅行の場合、旅行業者は、上記の旅行条件説明書面(旅行業法第12条の4)及び契約書面(旅行業法第12条の5)に「旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容」等及び国土交通省令で定める事項を記載して、旅行者に交付することとされている(旅行業法第12条の4、

同法第12条の5)ので、上記通報は、かかる旅行業法違反の主張と思われる。

確かに、契約を締結しようとするとき及び契約を締結したときに旅行業務取扱管理者の氏名を記載することは要件になっているところ、TKUヒューマンの商品では、かかる氏名の記載がないものがあり、この点では、旅行業法に抵触している。

旅行業務取扱管理者の氏名の記載がないという旅行業法違反がある場合、県の指導監督において、県が指導すべき事柄ではあるものの、契約の無効原因になるものではなく、助成金の受給に影響を及ぼすものではないため、不適切受給と認定することはできない。

- 3 不適切受給を前提とした見逃し指示があったことについて
- (1) 通報書aないしeの行為についての見逃し指示があったか

通報者が不適切として指摘した a ないし e の行為については、前述のとおり、a ないしc については不適切とは言えず、d 及び e についても軽微な違法は認められるものの助成要件を満たしていた。

また、いずれの行為についても、観光振興課において検討すらされたことがなく、旅行業法に抵触するという議論もされていなかった。

さらに、令和5年2月10日の県幹部A室での会話の中で、通報書aないしeの行為についての問題点や旅行業法についての話がなされたこともなかった。このように、通報書aないしeの行為は助成要件を満たしており、不適切受給とは言えないのであるから、不適切受給を見逃すように指示するという前提を欠いている。しかも、通報書aないしeの行為やそれらが旅行業法に違反するかということが観光振興課内で検討もされたことはなく、県幹部A室での会話の中でもなされていないから、県幹部が、通報者が不適切として指摘したaないしeの行為について見逃すように指示がなされたとは認定できない。

(2) タクシー券と周遊券の前後を問題とせずという見逃すよう指示があったか ア 通報書の通報内容としては、通報書aないしeの行為についての見逃し指示 があったことにとどまると思料するが、課内録音では、タクシー券と周遊券の 前後を問題とせず見逃すよう指示があったのではないかと思料されるところ があるため、かかる見逃し指示があったかについても判断をする。

イ 課内録音

課内録音は、県幹部Aや県幹部Cの発言を直接録音したものではなく、いわゆる伝聞であるが、県幹部Aや県幹部Cの発言の直後に、課内の協議で再現された発言であり、ある程度の留保を持って聞く必要があるが、概ね再現されたような発言はあったと考えられる。ただ、県幹部Aや県幹部Cの実際の発言ではないため、その場での語気の様子などまで正確に再現されているかは不明である。

確かに、県職員Fや県幹部Eは、県幹部Aや県幹部Cが、タクシーの前後で切り分けなくてもいいのではないか、タクシーのありなしで解釈できないのか

を考えるよう発言したと捉えていることは認められる。

その上で、県職員Fは、明確に、県幹部Aが県幹部Dに指示して、タクシーのありなしで切り分けることも含めて部で検討しなさいと言ったと話しており、指示の内容は解釈の仕方を部で検討することであったといえる。

また、県職員下は、TKUヒューマンがやってるからOKにしろってことかと問われて、当初、「うん・・・。」と発言したものの、再度、県職員HからTKUがやったことを税金で被れって指示されたのかと問われたのに対して、「まあ指示はここのなかで、ここで切れんとかって、制度は県が決めるんだろ。だからそこで県で表からいろいわれても、できる範囲でよ、そこをきめるようなところで今から考えてくれって。」と発言し、TKUがやったからOKとするわけではなく、制度は県が決められるので、タクシーがついていれば助成できるようにできないのかを考えてほしいという指示だったと話している。そして、後述のとおり、この協議がなされた後、実際に、県職員Jと県職員Iは、TKUヒューマンが事務局に提出していた最終行程表全てをチェックした。仮に、県幹部Aや県幹部Cがタクシーの前後を問題とせずに見逃すように指示したとすれば、タクシーと周遊券の前後関係を確認するために最終行程表全てをチェックする必要はないし、チェックを行わないはずなのに、観光振興課は、実際にチェックを行っている。

なお、本来、実際に途中離団していないかどうか、実際に同日に発地に戻っ たかどうかまで調査するはずであったが、見逃し指示があったため、形だけの 最終行程表のチェックを行ったという見方があるかもしれない。しかし、そも そも、日帰り旅行の要件としては、「同日中に発地に戻ることが予定されてい る運送サービスを含むこと(途中離団不可)」であって、運送サービスを実際に 利用したことではなく、予定されていることが要件であって、予定をチェック できれば十分であるといえる。事務局への請求において、宿泊旅行においては、 宿泊者が宿泊したことを証する書類の提出を求められるのに対して、日帰り旅 行においては、実際に日帰り旅行が行われたことを証する書類ではなく、「日 帰り旅行の最終日程表(旅行会社名・日程・発着地・目的地を明記)」の提出を 求めていることからも、実際に運送サービスを利用したかどうかではなく、予 定されていたことが要件であることは明らかである。つまり、日帰り旅行の助 成を受けるために、実際に途中離団していないかどうか、実際に同日に発地に 戻ったかどうかを要求することは助成要件以上の過剰な要件を課すことにな るから、そのような見解をとることはできない。令和4年2月10日の県幹部 A室での話が行われる前から、担当者である県職員 I が想定していた調査は最 終行程表の調査であった。そして、令和4年2月10日の県幹部A室での話が 行われた後に、当初の想定どおりの最終行程表の全数調査が行われているので あるから、かかる事実からしても見逃し指示が行われたとは考えられない。

ウ 部長室録音

さらに、県幹部Eと県職員Hとの会話からも、県幹部Eが見逃し指示と捉えていないと認定できる。

つまり、県幹部Eは、調査することを前提としつつ、県幹部C、県幹部Aや 県幹部Dを含めた関係者との調整をすることや、調整することになった際の希 望的な数字を述べたりしており、マスコミの後追いの調査が深堀りされること も考えて、収まるような形にしたいと述べている。

県幹部Eは、県職員Hが、県幹部Cや県幹部Aのシナリオ通りに解釈しても、マスコミが調査したら立っていられないと発言したことに対して、「うん。だけん俺はそうしてくれじゃなくて、そうなると。だけん調査するとして、確認するとして、それが10%の範囲ぐらいに収まればな、収まればいいなっていう希望たいね。それはもう見てみらんと分からんけど、実際どうなんだろうね。」と発言している。県幹部Eが、県幹部Aや県幹部Cの発言を見逃し指示と捉え、それに従おうとしていれば、調査を行った上での希望だと話すことはないはずである。よって、このような発言をした県幹部Eの言動からしても、県幹部Eは、県幹部A、県幹部Cの発言を見逃し指示と捉えていないと考えるのが合理的である。

エ 令和 5 年 2 月 1 0 日の県幹部 A 室での県幹部 A や県幹部 C からの話について、その場にいた県幹部 D、県幹部 E、県職員 F、県職員 I は、それぞれ第 3 の 12 (2) エ (タ) の (i) ないし (iv) 記載のとおり理解したと述べる。

上記関係者らの供述は、見逃し指示があったのではないかという報道後に当委員会が行ったヒアリングの際に述べられたものであり、組織としての保身が働いているのではないかという視点を持ちつつその内容を検討する必要があるが、各人の理解が完全に一致しているわけではなく、口裏合わせが行われたとは考えにくいこと、各人の理解内容は、その後の観光振興課内での全数調査の実施などの言動と矛盾しないことから、上記関係者らは当時の理解について、概ね真実を述べているものと判断した。そして、上記関係者らの理解を総合的に考慮すると、県幹部Aや県幹部Cからは、助成要件を見直して、観光戦略部で整理するようにという指示はあったが、タクシー券と周遊券の前後を問題とせずに見逃すよう指示がなされたものではないと判断する。

- オ したがって、県幹部Aや県幹部Cの発言がタクシーの前後を問題とせずに見 逃すように指示したとは認定できない。
- 4 不適切受給を見逃したことにより県民に損害を与えたことについて 前述のとおり、不適切受給も、見逃し指示もなく、県民に損害を与えたこと はなかった。

第5 県の対応の問題点

- 1 本件日帰り旅行助成事業の助成要件(以下、「本件助成要件」という。)の決定事項や決定過程を書面化しなかったこと
- (1) 地域観光事業支援の旅行商品の助成要件の設定は各都道府県が地域の実情を踏まえ、裁量で定めることとなっていたが、県は本件助成要件を明確に定めていなかったので、以下詳述する。

(2) 県の担当者らは、本件助成要件について、GoToトラベルと同様であった、周 遊券のみを運送サービスとすることは許されていなかったと述べる。

この点、GoToトラベルマニュアルには、前述のとおり、例外の要件に該当する周遊券は、GoToトラベルの運送サービスとして認められると解することができるような記載があるが、県の担当者らはこの GoTo トラベルマニュアルの内容を検討していなかった。

また、GoToトラベルと同様ということの具体的な内容を確認すると、人により理解が異なっていた。

すなわち、本件助成要件について、GoToトラベルを基礎としつつ、タクシーやレンタカーを加えた部分だけが GoToトラベルと違うと理解する者、タクシー、レンタカーなどの交通手段を付け加えて、商品の金額も熊本独自のルールを設定したと理解する者、GoToトラベルと完全に一致していると理解する者がおり、県の担当者間でも統一した見解がなかった。

(3) 本件日帰り旅行助成事業を開始した令和3年7月1日時点での本件マニュアルには GoTo トラベルでは対象外だったレンタカーを交通手段とできることが記載してあるが、GoTo トラベルでは観光タクシー、ハイヤー以外対象外だったタクシーを本件日帰り旅行助成事業の運送サービスとできることが本件マニュアルに書き込まれたのは令和3年11月10日になってからであった。また、GoTo トラベルの日帰り旅行では、路線バスや市電の利用は認められていないにもかかわらず、県の担当者らは本件日帰り旅行助成事業の運行サービスとして路線バスや市電の利用は認められると考えていたようであるが、本件マニュアルには路線バスや市電に関する言及は一切ない。県の担当者らが、どのようにして GoTo トラベルとの異同を設定したのか、各自がどのような過程で本件助成要件を認識したのか、なぜ担当者間で本件助成要件についての認識が異なっているのかは、本件マニュアルの記載と照らし合わせながら検討しても解明できなかった。

本件マニュアルの、「同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと(途中離団不可)」という記載をもって GoTo トラベルと同様の取扱いとするという要件を示したと主張する者もいたが、「途中離団不可」という言葉は県が保管していた GoTo トラベルの取扱いの説明文書の中にはどこにも記載されていない。「途中離団不可」という言葉はどのような意味で本件マニュアルに記載されたのか、なぜ記載されたのかについても、議論過程の記録がないため、不明である。

(4) 本件日帰り旅行助成事業の実施期間中に人事異動で担当部長や担当課長が 交代した際にも、本件日帰り旅行助成事業に GoTo トラベルの取扱いをどのよ うに反映させるのかに関する引き継ぎは一切行われなかった。これは、担当者 の異動がなかったためだと思われるが、書面化されていない担当者の記憶任せ になっていたことから、担当部長、担当課長は本件日帰り旅行助成事業に GoTo トラベルの取扱いをどのように反映させるのかを正確に把握しないままだった。

結果として、本件助成要件については、県の観光戦略部、観光振興課内でも 理解が統一していないという不明確な状態となった。

(5) このように、GoTo トラベルと同様の取扱いにすると言っても、GoTo トラベルの取扱いとの異同を定め、GoTo トラベルの取扱いの説明文書がどの範囲で本件旅行支援に適用されるのかを検討・決定する必要があるが、その議論過程が客観的に何も残されておらず、議論した結果、どのように定めたのかも書面化されていなかったため、県が本件助成要件をどのような過程を経てどのように定めたのかを検証することができなかった。

当委員会は、本件助成要件を確定するために前任者を含めてヒアリングを行うとともに、入手し得た資料を精査したが、観光連盟と事務局との間の協議・確認書に記載された「GoToトラベルと同様にする」の意味内容が確定できず、結果的に、本件助成要件として客観的に認識できたのは本件マニュアルに記載された助成要件のみであった。

助成要件は、支出を行う県にとっても、助成金を受領する旅行業者にとっても極めて重要な事項であるのに、県が、その決定事項及び決定過程を書面化しなかったことは問題である。

- 2 GoTo トラベルと同様にするとの取扱いを旅行業者に周知しなかったこと
- (1) 県は、前述のとおり、本件旅行支援は GoTo トラベルの取扱いと同様とする としていたから、GoTo トラベルのQ&Aに書かれていることが本件助成要件に なると主張する。しかし、本件旅行支援を GoTo トラベルと同様の取扱いにす るということは旅行業者に周知されていなかったので、以下、詳述する。

県の担当者らは、事務局が説明会で旅行業者に GoTo トラベルと同様の取扱いにすることを説明したと主張したが、事務局は、日帰り旅行商品への助成が開始された令和3年7月以降、対面でもオンラインでも説明会を実施していなかった。

事務局は、本件日帰り旅行助成事業の取扱いを旅行業者に周知するために、 観光連盟(県と実質的に同一)との連名で本件マニュアルを作成し、そこに記載した本件助成要件を旅行業者に周知したが、このマニュアルの中には、GoTo トラベルに関する言及は一切ない。

事務局は、本件マニュアルを旅行業者に周知する前に、県に本件マニュアルを提出し、内容の確認を受けているが、県は本件マニュアルに GoTo トラベルに関する記載がないことを指摘していない。

事務局は、旅行業者に対し、ホームページやメールで、本件旅行支援に関する情報の周知を行ったが、その中にも GoTo トラベルについて言及したものはなかった。

さらに、事務局自体が、本件で焦点となっている GoTo トラベルのQ&A9 8が、本件協議・確認書記載の「GoTo トラベルの取扱いと同様にする」という内容に含まれるとは認識していなかった。このことは、事務局であるJTB自身が周遊券のみを交通手段とする旅行商品を造成していること、事務局が旅行業者から周遊券を組み込んだ日帰り旅行商品が助成対象になるかどうかについて問い合わせを受けた際に助成対象になると回答していることからも明らかである。

結局、GoToトラベルと同様の取扱いとするということについては、後述する TKUヒューマンとのやり取り以外は、県からも事務局からも旅行業者へは一 切周知されていなかったことが判明した。

(2) TKUヒューマンとの関係では、前述のとおり、令和3年7月の時点で、県の担当者が、TKUヒューマンの担当者に対して、GoToトラベルのQ&A98を引用して、くまもと再発見の旅の日帰り旅行商品の運送サービスとして、周遊券は原則として認められないこと、タクシー利用券を周遊券の前後につければ認められることをメールで伝えていた。

TKUヒューマンの担当者は、その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のために日帰り旅行の造成をせず、しばらく期間が空いたことから、令和3年10月1日の段階で、運送サービスとして周遊券を利用することについて問題がないかを確認するためのメールを県の担当者に送った。このメールに広告が添付されていた旅行商品は、GoToトラベルのQ&A98との関係では助成不可との判断がされるべき商品であったが、これに対して、県の担当者は、電話でOKと回答した。さらにその後の令和3年11月8日、TKUヒューマンの担当者が、運送サービスとして市電のみを使用するJTB熊本支店のハワイアンランチの日帰り旅行プランのチラシを添付して、市電のみを運送サービスとする造成中の日帰り旅行商品が助成対象になるかを照会したメールに対して、県の担当者は、電話で「発着地が同一ならOK」と回答した。そこで、TKUヒューマンは、日帰り旅行商品の助成要件では、運送サービスとして、周遊券(具体的には「わくわく1dayパス」と「熊本市電1日乗車券」)を利用することが認められることになったと理解した。

県の担当者は、令和3年11月8日のTKUヒューマンからのメールでの照会に対して、「・周遊チケットの話はしていない。・発着地が同一で確認できるならOK。」と回答したと述べている。しかし、当該商品に運送サービスの支払い方法として組み込めるのは、「熊本市電1日乗車券」「電車・バス1日乗車券」以外はないこと、令和3年10月1日にTKUヒューマンの担当者が県の担当者に運送サービスについての疑問を示して送ったメールに添付した広告で、市電の利用券として「わくわく1dayパス」を明示していたことから、TKUヒューマンの担当者が、運送サービスの支払い方法として周遊券を利用することを県の担当者が把握していると理解したのは無理もないことである。また、TKUヒューマンの担当者は、県の担当者宛の令和3年11月8日のメールに、

市電のみを運送サービスとするJTB熊本支店のハワイアンランチのチラシを添付し、このメールに対して県の担当者からOKの回答を貰ったのであるから、運送サービスとして市電のみを利用することが認められたと理解することもまた無理からぬことである。

よって、県は令和3年11月8日のメールでは周遊券の話はしていないと主張するが、それをもって、TKUヒューマンの理解を否定できる根拠にはならない。

したがって、県は、TKUヒューマンに対しても、GoToトラベルと同様の助成要件であるから周遊券の利用が許されないということを周知していたとは認められない。

(3) 小括

県は「GoToトラベルと同様の取扱いとする」ことも本件助成要件であると主張するのであれば、そのことを旅行業者に明示すべきであったのに明示しなかった。また、県は、事務局が明示していると考えたというものの、本件マニュアルを確認する際に GoToトラベルについての言及がないことを指摘せず、事務局が説明会を実施していないことも把握していなかった(説明会が開催されたという事実と異なる主張をしていた。)。

助成要件は、支出を行う県にとっても、助成金を受領する旅行業者にとっても極めて重要な事項であり、周知すべきことは当然であるところ、これを周知しなかったことは問題である。

3 正確性を欠く報告書の作成や報告、伝達が行われたこと

(1) TKUヒューマンは、周遊券を利用者に渡す前に、旅程表記載の旅行日だけ利用ができるような措置を講じた上で、払戻し不可の表示をしていた。事務局やTKUヒューマンは、県に対し、上記の対応をしていたことも踏まえて周遊券が許されないのかどうかを検討してほしいと申し入れた。県は、国に確認すると言い、後日、TKUヒューマンに対し、「国に確認したら『周遊券は助成金対象外との見解』、よって、周遊券のみの旅行商品は助成金適用外となります。」と伝えた。

しかし、県からの照会に対する国(観光庁)の回答は、前述のとおり、本件日帰り旅行助成事業は、旅行商品であれば支援対象とすることが可能で、何を支援対象とするかは熊本県が判断することと記載の上で、GoToトラベルではフリーきっぷによる往復利用を確認できるケースであっても不可との運用を実施していたというものであった。

つまり、観光庁の回答では、本件日帰り旅行助成事業では周遊券を使った日帰り旅行商品を支援対象とすることも可能であったのに、県は、TKUヒューマンに対し、観光庁が周遊券を使った日帰り旅行商品を支援対象とすることを不可と答えたかのように伝えた。県の担当者は、観光庁の見解としては県の決め方次第であり、県の決め方としてGoToトラベルと同様の取扱いとした以上、GoToトラベルで周遊券のみの利用が認められないのであれば、本件日帰り旅行

助成事業でも周遊券のみの利用は認められないと解釈して前述のとおり伝えたのかもしれないが、TKUヒューマンには、本件日帰り旅行助成事業で周遊券のみを使うことを許さないと観光庁が回答したかのように伝わった。

前述の事務局作成のTKUヒューマンとの協議メモでは、TKU側の発言として、「発着が同一であればOKと県から回答頂いたため、了承頂いたと思っていた。TKUH側としては県との協議が必要と考えていたが、国のルールであれば決着と考えている。」という記載があり、TKUヒューマンは、「本件日帰り旅行助成事業での周遊券のみの利用は認めない」と国(観光庁)が回答したと誤解して、助成金の返還を決定した可能性がある。

TKUヒューマンの言い分について観光庁に照会した結果を伝えるという 重要な場面であるから、県は、TKUヒューマンに対し、観光庁の回答を正確 に伝えるべきであった。

(2) 本件二役報告には、「○このことは、本県、TKU、TKUH、「くまもと再発見の旅」事務局(JTB)の4者で事実確認を行い、結果をSも承知されています」という記載があるが、実際には、県、TKU、TKUH、「くまもと再発見の旅」事務局(JTB)の4者での事実確認を行った事実は存在していない。「結果をSも承知され」たかどうかについても、県が当該事実を確認したとは認められなかった。

本件二役報告には、「助成金 TKUH名を公表しないことを条件に返納するとの申し入れあり 約3千万円)」という記載もある。しかし、本件二役報告の原資料となった事務局作成の協議メモの記載を見ても、TKU側は、県の社名を公表しないという方針を事務局から説明され、それを受けて社名を公表しないで欲しいと伝えているだけであって、TKUヒューマンから非公表を条件に助成金を返納すると積極的に申し入れたわけではなかった。

また、協議メモの記載からは、TKU側が、県から了承を得て旅行商品を造成したと主張し、不本意ながら助成金を返還するのに、さらに助成金の返還をしたと実名報道されることで会社の名誉が傷つけられることは避けたいと話していることが読み取れるが、本件二役報告には、TKUヒューマンが県の了承を得て旅行商品を造成していたからこそ、実名報道されたくないという意向を有しているという事情が一切記載されていない。すなわち、TKU側は、県の了承を得て旅行商品を造成していたと主張した上で、県の社名を公表しないという方針に応じるという話をしているにもかかわらず、本件二役報告では、そのような重要な前提は記載されず、TKUヒューマンが積極的に非公表を条件に返納を申し入れているような記載がなされた。

さらに前記(1)のとおり、観光庁が本件日帰り旅行助成事業について周遊券を運送サービスとした場合は要件を満たさないと回答した事実はなく、何を支援対象とするかは熊本県が判断することと回答していたにもかかわらず、上記書面には、「TKUHは『周遊切符に工夫を施し旅行者に口頭で運用を徹底していた』と主張。観光庁にその運用の可否確認したところ、周遊切符を使用

している時点で要件不備とのこと。」という観光庁の回答と異なる意味を持つ 記載がなされている。

本件二役報告は、担当職員により作成されたが、上司や他の職員は文書の記載内容の検討やその根拠となる原資料を確認することなく、観光振興課の正式文書としていた。本件二役報告は、最終的には両副知事の判断により、知事までは報告文書としてあがらなかったが、その後、行政文書として情報公開の対象となった。

以上のとおり、本件二役報告は、旅行業者から助成金の返還をさせるのに都合がいいように、原資料から不正確な要約がなされ、観光庁の回答も異なる意味を持つ記載となっているが、行政文書の作成に当たって、その内容を正確にすべきことは言うまでもない。

- (3) 観光振興課が令和5年2月6日付けで作成した「周遊券付日帰旅行商品に関するTKUヒューマンと県とのやりとり」には、令和3年7月1日から同年11月18日までの間のTKUヒューマンと県とのやり取りが記載されているが、令和3年10月1日にTKUヒューマンから県の担当者に対して送られたメールについての言及がない。令和3年10月1日のメールは、TKUヒューマンが、周遊券の後にタクシーを利用する日帰り旅行プランを作ることを伝えた上で、かかるプランの広告原稿を添付し、交通手段について問題がないかを照会したメールであり、この照会に対して県の担当者は電話でOKと回答している。本来、県が主張する GoTo トラベルのQ&Aに従えば、上記順序での周遊券とタクシーの利用は許されないはずであるが、県はOKと回答していることになる。TKUヒューマンと県とのやり取りを整理した令和5年2月6日付の書面の中で、令和3年10月1日のメールとその回答に関する言及がないことからすると、県がTKUヒューマンに GoTo トラベルのQ&Aと合わない説明をしたことを意図的に隠そうとした可能性も否めない。
- (4) 県幹部Eは、県職員Hに対し、「希望は『これくらいがいいかな』ってTKUが言いよらすけん。」「希望的観測としては、2500万円からほら、10%、2千万円の10%ぐらいで止まればいいなーって思ってんだけどね。」と発言しているが、県幹部EがTKUやTKUヒューマンと話した事実もなければ、TKUやTKUヒューマンから具体的な金額の提示を受けた事実も存在しない。県幹部Eは、波風を立てずに解決を図るためにかかる発言をした旨述べるが、事実に基づかない発言である上、発言を受けた側からすると企業に忖度して事実を調整するように指示されていると受け取られかねない発言であり、かかる発言をすべきではなかった。
- (5) 県幹部Aは、本件日帰り旅行助成事業の制度設計を十分に把握しているわけではなかったが、担当課が、関係者間の認識に齟齬が生じているのに、自分達は全く悪くないという前提でいたこと、質問に対する担当課の回答を聞いて、

助成要件に関する担当課の議論が煮詰まっていないのではないかと感じたこ とから、担当課に、自分達の整理の仕方が正しいのかを再検討し、助成金を返 還させた後に旅行業者から損害賠償請求されても耐えうるような助成要件の 整理をさせようと考えた。また、「ミリミリ詰めなんとか」、「もうよかろう」 な どの発言は、担当課の、他県では周遊券だけの利用も許されている、タクシー が前で周遊券が後だと助成対象になるが、逆の順序だと助成対象にならないな どの説明に対し、なぜ周遊券がダメなのか、なぜタクシーが前でなければなら ないのかが分からなかった県幹部Aが、観光業界の窮地を救うために金を配る ための制度なのに、そんなに厳密に詰める必要があるのかという趣旨の話をす る際に出た発言であった。しかし、県幹部Aの言葉を聞いた職員は、第3の12 (2) エ(タ)の(i)ないし(iv)記載のとおり理解し、県幹部Aがタクシ ーと周遊券の利用の前後関係を問題にすることについて疑念を持っているこ とまでは理解したが、さらにその前提として担当課の要件の立て方や周知の仕 方に問題があるのではないかという問題意識があることを把握できないまま、 担当課に戻り、県幹部A室での会話についての話をした。そして、伝聞でその 話を聞いた職員は、担当課には一切非がない(正である)のに対し、旅行業者 は不適切な受給をした(不正である)という前提に立っていたため、自分達の 対応を見直すように言われたことをもって、県幹部Aから旅行業者の不正を見 逃すように指示されたと受け止める結果となった。

本件事案を俯瞰すると、県幹部Aの発言は、県の対応の問題点を検討することなく助成金を返還させる方向で突っ走っていた担当課の動きを正すことができる最初の機会であったが、担当課の問題意識がなかったため、異なる伝わり方をしてしまった。

担当課の職員が自分達は正しいという誤った前提に立っていたために、県幹部Aの発言の趣旨を理解できなかったことも問題であるが、県幹部Aとしては、前述の問題意識を説明した上で、端的に、「関係者間の理解に齟齬が生じたのであれば、県の対応に問題がなかったかを見直す必要がある。制度の趣旨に沿った制度設計ができていたか、助成要件の検討は十分だったかを担当課で見直してください。」など、なるべく誤解が生じないように、明確な発言を行うべきであった。

(6) 小括

以上のとおり、本件では、正確性を欠く報告書の作成や報告、伝達が行われたことが問題である。

- 4 県が助成要件やその周知状況について検証せずに、旅行業者が不適切受給をしたと断定したこと
- (1) 周遊券の利用について

前述のとおり、本件日帰り旅行助成事業では周遊券のみの利用が許されないということについては、どの時点で議論をし、どのような決定を行ったのかが

検証できず、周遊券のみの利用を認めていなかったという前提事実自体に疑義がある。また、GoToトラベルと同様の取扱いとするということや周遊券のみの利用が許されないということが旅行業者に周知されていない。よって、周遊券のみの旅行商品を造成して助成を受けたことをもって不適切受給であると認定することはできない。

また、観光振興課作成の令和4年6月27日付けの「(株) TKUヒューマン による『くまもと再発見の旅』運用に係る疑義案件」と題する書面の中で、「周 遊きっぷ+食事」の商品について、助成対象とするには、本件マニュアルに従 い、同日中に発地に戻り、かつ途中離団していないことの確認が必要であった として、不適切受給であるかのような主張が記載されている。しかし、同日中 に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むことというのは、実際 に旅行者がどのように行動したかを確認するのではなく、旅行計画でどのよう に定めているか、具体的には最終行程表でどのように旅程を定めているかを見 て判断することであり、本件マニュアルにもその前提で規定していた。旅行者 がどのように行動したのかまで確認しなければ旅行業者の不適切受給である という県の主張は、本件マニュアルの規定にはない確認方法を県が後から主張 したことになり、適切ではない。途中離団とは、旅行者が旅行計画に定めてい る旅程を一時的に離れてその後旅程に復帰すること、あるいは途中で旅程を離 れてその後旅程に復帰しないことをいうが、途中離団するかどうかは、旅行者 の自由であって、それを助成の要件であるかのように主張することもおかしい のであって、この点でも不適切受給であると認定することはできない。

(2) 阪急交通社の旅行商品について

阪急交通社による本件日帰り旅行助成事業を利用した旅行商品について、県は、同日中に発地に戻る(途中離団不可)という助成要件に関し、阪急が「要件具備を立証不可」であると指摘し、不適切受給であると主張する。

阪急交通社は、本件日帰り旅行助成事業が始まる以前、宿泊旅行への助成事業が行われていた際に、本件マニュアルに定められた添付書類をそろえて添付することは、申請件数が多数に及ぶことから簡略化できないだろうかと県に相談した。この相談を受けて県は、事務局に対して、阪急交通社の助成申請については、本件マニュアルに定められた添付書類の提出を要せず、一覧表の提出をもって審査するようにとの指示をした。その後、本件日帰り旅行助成事業が始まり、宿泊旅行に加えて日帰り旅行も助成対象となったが、このときにも阪急交通社の申請書類が見直されることはなかった。そのため、阪急交通社は、一覧表をもって本件日帰り旅行助成事業の助成金の交付申請をしており、添付書類等の書類を保管してなかったものと思われる。このように、阪急交通社は、県が了解した一覧表をもって助成金の交付申請を行ったのであるから、阪急交通社が簡略化された一覧表で申請を行ったことが不適切受給に該当するか否かについては、それまでの県の対応状況を踏まえた慎重な判断をすべきであった。

(3) TKUヒューマンの旅行商品について

県は、TKUヒューマンの旅行商品については、TKUヒューマンの担当者に GoTo トラベルのQ&A98を引用して、くまもと再発見の旅の日帰り旅行商品の運送サービスとして、周遊券は原則として認められないこと、タクシー利用券を周遊券の前後につければ認められることをメールで伝えているので、TKUヒューマンの周遊券のみを使った旅行商品の助成金受給は不適切受給であると主張する。

しかし、前述したとおり、県の担当者は、TKUヒューマンの担当者からの問合せに対し、周遊券を使った商品が許されると解釈できる回答を行っているのであるから、TKUヒューマンが周遊券を使った旅行商品を造成したことをもって不適切受給であると認定することはできない。

(4) 小括

いずれの旅行業者の商品についても、県は不適切受給であると断定する前に、助成要件をどう定めたか、また定めた助成要件をどのような方法で旅行業者に 周知したかを検証した上で、本件日帰り旅行助成事業の趣旨に立ち返り、不適 切受給であるか否かの判断をすべきであった。

しかし、県は、熊日から県に対して取材があり、周遊券を使っていることについての問題が指摘された後、不適切受給であるか否かを十分に検討しないまま、不適切受給であるという前提に立って、旅行業者に助成金の返還を求める方針を立てた。

旅行業者は、県や事務局の指示に従って旅行商品を造成したこと、周遊券については払戻し等の不適切な処分がなされないような措置を講じていたことなどを訴えたが、県の担当者らはこれらの言い分を十分に聞くことなく、県の対応に問題がなかったかという視点を欠いたまま、不適切受給であることを前提として旅行業者に対する助成金の返還要求へと進んでいった。

県が助成金の返還を求めたのに対し、事務局は、旅行業者が適切に旅行商品を造成していたと主張をしていると県に伝えた。すると、県において、助成金を返還しない場合に刑事事件化するという検討はなされていなかったのに、県の職員は、事務局に対し、助成金を返還しなければ刑事告訴する意図を有しているかのような発言をした。

また、助成金の受給について疑義が生じたのであれば、事実関係を最も把握しているはずの旅行業者の対応を行った担当職員を含めた検討を行うべきであるが、助成金の返還を求めるという方向性を決めた後は、当該担当職員をヒアリング等の調査や会議から外して、観光振興課の方針を決定していった。

県は、第2種・第3種の旅行業者に対しては営業の登録行政庁に該当し、それ以外の旅行業者との関係でも助成金の交付をするなどの大きな権限を有しているのだから、組織として強大な権限を有していることを自覚し、取扱いに 疑義等が生じた場合には、県の対応に問題がなかったかを慎重に検証、点検す べきであった。しかし、県は、助成金の返還を求めるという旅行業者の存続を 脅かすような判断をするに際して、県の対応に問題がなかったかを検討するこ となく、責任は他にある、すなわち不適切受給であるという前提で助成金の返 還要求をしており、問題である。

第4章 提言

第1 検証できる体制づくり

助成要件などの重要事項を決定する際には、その決定事項や決定過程を書面 化し、後日検証できる体制を整えること。

本件では、通報者の通報内容である旅行業法に抵触するなどの不適切受給が あったという主張については、違反がないか、あるいは、違反があったとして も不適切受給でないとの判断ができた。しかし、本件日帰り旅行助成事業につ いては、県が、周遊券の利用などを理由とする不適切受給として、旅行業者や 事務局から助成金を返還させたという事実があったため、かかる不適切受給が あったか否かについても判断をする必要があった。そこで、本件助成要件を確 定し、旅行業者の商品が本件助成要件に違反していたのか否かを検証しようと 試みたが、県が主張する GoTo トラベルと同様の取扱いとするという要件の内 容は、県の担当者間でもその理解が齟齬し、決定事項や決定過程を検証できる 書面は残されていなかった。さらに、県は GoTo トラベルと同様の取扱いとす るという要件を旅行業者に周知したと主張し、上司は部下が周知したと思い込 み、担当者は事務局が周知したと思い込んでいたが、実際には旅行業者への周 知は行われていなかった。県は、事務局が作成した本件マニュアルを事前確認 する際、GoTo トラベルと同様の取扱いとするという要件の記載がないことにつ いて何の指摘も行っていなかった。旅行業者に周知した事実がないにもかかわ らず、県の担当者らが周知したと誤解していたのは、いつ誰が誰にどのような 方法で周知したということが記録に残されず、各自が自分に都合のいい思い込 みをしたことが原因であったと思われる。

このように、本件助成要件の設定、周知に関しては、検証できる書面が残されておらず、関係者の記憶が齟齬していたため、検証に多大な時間を要した。 人が対応する以上、取扱いや判断の誤りは、万全の注意をしていても起こり得るが、かかる過程が書面化されていない場合には、後日、その取扱いや判断の是非を検証することが極めて困難となる。県においては、重要事項を決定する際には、その決定事項や決定過程を書面化し、後日検証できる体制を整えることが必要である。

第2 疑義が生じた場合の姿勢

疑義が生じた場合には、県の対応や取扱いに問題がなかったかという意識で 物事を見直す姿勢を持つこと。 確かに、本件において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で苦境にあった観光業界を救済するため、詳細な制度設計をする十分な時間がないまま制度を開始せざるを得なかったことは致し方なかったかもしれない。しかし、そうであれば、なおさら、疑義が生じた場合に制度設計に問題がなかったか、周知方法に問題がなかったかを見直すべきであったが、県はそれをすることなく、責任は全て旅行業者あるいは事務局にあるとの前提に立ち、不適切受給という認定ができるのか否かの十分な検証を行わないまま不適切受給として助成金の返還を求めた。旅行業者や事務局は、県の対応に疑問を持ち、反論を試みたものの、県が自分達は間違っていないとの姿勢を押し通したため、経営的判断から県の意向に従った。県は、強大な公権力を有することを自覚し、疑義が生じた場合には県の対応や取扱いに問題がなかったかという意識で物事を見直す姿勢を持つことが重要である。

第3 旅行業者への名誉回復措置の実施

不適切受給であるとして名前を公表された旅行業者の名誉を回復する措置を講ずること。

本件では、報道機関から県に対して取材があり、周遊券を使っていることについての問題が指摘された後、県は不適切受給か否かの十分な検証をせず、不適切受給であることを前提として動いたため、報道機関は、不適切受給であることがあたかも確定した事実であるかのような報道を継続的に行った。今回の調査の結果、旅行業者は、助成要件を満たす旅行商品を造成しようと思い、適宜、県や事務局の助言を受けながら旅行商品を造成したが、本件助成要件が不明確で、本件助成要件が周知されなかったために、関係者間に齟齬が生じたことが分かった。かかる齟齬が生じたのは、県の設定した本件助成要件が不明確であり、県の主張する助成要件が旅行業者に周知されなかったことが原因であり、かかる責任を旅行業者に負わせることは適切ではなく、不適切受給であるとして名前を公表された旅行業者の名誉を回復する措置を講ずることが必要である。

以上

《別紙》収集資料一覧

- 1 県に指示して収集した資料
 - (1) 令和5年10月5日付け
 - ・2023年9月7日付け公益通報書/第1回委員会資料1
 - ・公益通報内容の概要(事務局作成)/第1回委員会資料1-1
 - ・熊本県旅行助成事業「くまもと再発見の旅」関係図/第1回委員会資料1-2
 - ・TKUヒューマン旅行商品関係資料/第1回委員会資料1-3
 - · 熊本県事実確認資料/第1回委員会資料2
 - ・旅行業法違反の指摘に関するもの/第1回委員会資料2-1
 - ・県幹部の見逃し指示の指摘に関するもの/第1回委員会資料2-2
 - ·整理表(事務局作成)/第1回委員会資料3
 - ・考えられる調査方法等について(事務局作成)/第1回委員会資料4
 - ・今後のスケジュール (案) (事務局作成) / 第1回委員会資料5
 - 熊本県事実確認関係補足資料/第1回委員会資料6
 - ·関係法令等/第1回委員会資料7

(2) 令和5年10月17日付け

- ・観光庁ホームページ「地域観光事業支援の実施について」/資料1-①
- ・「地域観光事業支援」に関するQ&A/同上
- ・県担当者と観光庁担当者との間のメール (2023年1月19日付け) /同上
- ・GoToトラベル事業Q&A(令和3年2月16日時点)/資料1-④

(3) 令和5年10月23日付け

- ・TKUヒューマン以外の旅行会社が発行したタクシー券(様式)/資料1-3
- ・観光連盟及びJTB「「くまもと再発見の旅」事業及び地域観光事業支援に係る協議・確認書」 (令和3年4月2日付け)/資料1-⑥
- ・TKUヒューマン作成 旅行商品件数表/資料1-⑦
- ・令和5年2月時点でのTKUヒューマンに係る不適切受給疑惑について県担当者が作成した書面/資料1-8
- · 県観光振興課作成法律相談資料/資料1-⑩
- ・県旅行助成事業に係る熊本日日新聞の記事(令和5年10月21日分まで)/資料1-⑩
- ・(公社) 熊本県観光連盟・「くまもと再発見の旅」事務局作成「『くまもと再発見の旅〜身近な人と身近な旅へ〜』旅行会社様向けマニュアル」(令和3年3月12日現在、令和3年7月20日現在、令和3年9月29日現在、令和3年11月10日現在、令和3年12月10日現在、令和4年5月27日現在)/資料1-⑫
- ・県観光振興課調べ「【九州各県・国】県民割の日帰り旅行に関するヒアリング調査」/資料2-3
- ・GoToトラベル事務局作成「GoToトラベル事業取扱マニュアル<旅行業者用>令和2年 10月15日<Ver.4>」/同上
- ・県観光振興課作成 周遊券付日帰旅行商品に関するTKUヒューマンと県とのやりとり/資料3-②
- ・TKUヒューマンが県に提出した自主返納を約する書面(令和5年2月9日手交)/資料3-3
- ・旅行助成事業に係る国(観光庁)からの通知等/資料3-④
- ・県観光振興課作成 TKUヒューマンに係る囲み取材やり取り/資料3-⑦
- TKUヒューマンの不適切受給に係る報道機関からの文書開示請求関係書類/資料4
- ・県観光戦略部作成 令和5年10月18日付け熊本日日新聞朝刊で報じられた音声データに係る庁内事実確認結果報告/資料5

(4) 令和5年10月27日付け

- ・TKUヒューマン旅行商品に係る実績報告関係書類について/資料1-②
- ・旅行助成金全国事務局作成のマニュアル(抜粋)/資料1-①
- ・事務局 (JTB) から県に提出される日報 (抜粋) /資料1-16

(5) 令和5年11月2日付け

- ・県観光戦略部配席図、事務分掌表/資料1-①
- ・県人事課「令和5年度内定者説明会資料『県の仕事と組織』」/同上
- ・「くまもと再発見の旅〜身近な人と身近な旅へ〜」事業業務委託契約書(令和3年3月3日付け)

及び業務委託仕様書/資料1-18

- ・旅行会社毎の「くまもと再発見の旅」補助対象外の内訳/資料2-5
- ・県作成「TKU側から社名非公表要求があったとする文書について」/資料6

(6) 令和5年11月14日付け

- ・事務局 (JTB) から県宛に提出された日報について/資料1-16
- ・県観光課・(公社) 熊本県観光連盟・株式会社観光販売システムズ「『九州ふっこうわり熊本宿泊券』の概要」/資料1-20
- ・(公社) 熊本県観光連盟・株式会社観光販売システムズ「『九州ふっこう割熊本宿泊券』宿泊施設 様向けマニュアル」/同上
- ・「くまもと再発見の旅」の事務局経費における第三者弁済に係る支払いについて(概算払請求書、 JTB作成見積書)/資料1-②
- ・県作成「『くまもと再発見の旅』における補助対象外の旅行商品の販売に係る対応(合意書の締結)について」/同上
- ・県作成「『くまもと再発見の旅』における日帰り旅行実績(助成対象外のものを含まず)」/資料 1-②
- ・県作成「TKU側から社名非公表要求があったとする文書の作成の経緯」/資料6-2
- ・県作成「くまもと再発見の旅(日帰り旅行商品)疑義案件に係る対応経緯|/資料1-23
- ・県作成報道資料「『くまもと再発見の旅』(県内旅行助成事業)を再開します!!」(令和3年6月30日付け)/同上
- ・県観光振興課作成「周遊券付日帰旅行商品に関する TKU ヒューマンと県とのやりとり」(令和5年2月6日付け)/同上
- ・GoTo トラベル事業Q&A (抜粋) /同上
- ・県観光振興課作成「阪急交通社による『くまもと再発見の旅』運用に係る疑義案件」(令和4年 5月11日付け)/同上
- ・県観光振興課作成「((株)) TKU ヒューマンによる『くまもと再発見の旅』運用に係る疑義案件」 (令和4年6月27日付け) /同上
- ・県観光振興課作成二役報告「阪急交通社による旅行助成事業(くまもと再発見の旅)を利用した 旅行商品の不適切な運用について」(令和5年1月17日付け)/同上
- ・熊本日日新聞記事「阪急交通社 県旅行助成不適切受給 対象外商品で申請」(令和5年1月18日付け)、「不適切受給『大変残念』蒲島知事 県旅行助成巡り」(令和5年1月19日付け) /同上
- ・県担当者と観光庁とのメール(令和5年1月19日15時51分)/同上
- ・TKUヒューマン作成「協議メモ」」/同上
- ・県観光振興課作成二役報告(未施行)「TKU ヒューマンによる旅行助成事業(くまもと再発見の旅)を利用した旅行商品の不適切な運用について」(令和5年1月26日)/同上
- ・熊本日日新聞記事「旅行割引で不適切受給か TKU ヒューマン 県が指摘」(令和5年2月9日 付け)/同上
- ・熊本日日新聞記事「不適切受給疑い13社 旅行助成 県発表、返還請求へ」(令和5年2月10日付け)、読売新聞記事「2800万円分不適切受給」(同日)/同上
- ・県観光振興課作成「TKUHに係る囲み取材やり取り」(令和5年2月9日付け)/同上
- ・県作成「幹部発言等音声データ (熊日入手 R5.9.8) 補足版」/同上
- ・県観光振興課作成弁護士相談資料「くまもと再発見の旅を利用した旅行商品の不適切な運用について」(令和5年2月14日付け)/同上
- ・県観光振興課作成「『くまもと再発見の旅』における補助対象外の旅行商品の販売について」(令和5年3月30日付け)/同上
- ・熊本日日新聞記事「TKU 社名非公表要求 県に 旅行助成対象外商品販売」(令和5年3月31 日付け)/同上
- ・県観光振興課作成報道資料「旅行助成事業『くまもと再発見の旅』における補助対象外の旅行商品の販売等に係る県の認識と見解について」(令和5年4月18日付け)/同上
- ・熊本日日新聞記事「県、メモは「不正確」」(令和5年4月19日付け)/同上
- ・熊本日日新聞記事「知事 非公表要求「ない」」(令和5年4月20日付け)/同上
- ・県観光振興課作成「~くまもと再発見の旅~(株)TKU ヒューマンに係るタクシー券の取り扱い について」(令和 5 年 8 月 1 0 日付け)/同上
- ・県作成「第4波終了後の『くまもと再発見の旅』事業の再開までの主な経緯」/同上
- TKU ヒューマンと県担当者とのメール (日時不明) / 資料1-②
- ・JTB と県担当者とのメール(令和5年1月20日付け)/資料1-26

(7) 令和5年11月24日付け

- ・県旅館ホテル生活衛生同業組合 要望書(令和3年1月7日付け)/資料1-29
- ・(一社) 熊本県旅行業協会・熊本県旅行業協同組合 要望書(令和3年1月18日付け)/同上
- ・熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合・日本旅館協会 要望書(令和3年2月17日付け)/同上
- ・熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合・日本旅館協会 要望書(令和3年6月28日付け)/同上
- ・県観光戦略部作成「11月22日付け熊日記事『公益通報者インタビュー』掲載内容に対する見解」(令和5年11月24日付け)/資料7-①
- ・熊本日日新聞記事「見逃し指示『被害者は県民』公益通報者インタビュー」(令和5年11月22日付け)、朝日新聞記事「『公正な行政ゆがむ』県の旅行支援事業 公益通報者が心情」(同日付け)、読売新聞記事「県幹部の指示『常態化』」(同日付)、NHK熊本HP「県助成金の不正受給問題 外部通報者が調査委ヒアリングうける」(令和5年11月21日付け)/同上
- ・観光庁作成「『交通付旅行商品の考え方について』」/資料1-30
- ・(公社) 熊本県観光連盟作成「くまもと再発見の旅〜身近な人と身近な旅へ〜」事業助成要綱」 (令和3年3月16日施行、同年4月19日施行、同年7月3日施行、同年8月2日施行、同年 9月28日施行、同年11月8日施行、同年12月13日施行、令和4年3月18日施行、同年 3月28日施行、同年4月28日施行、同年5月23日施行、同年6月27日施行、同年7月1 5日施行、同年9月1日施行、同年9月26日施行)/資料1-31
- ・県観光戦略部作成「公益通報内容に係る弁護士への相談記録(概要)」(令和5年11月28日付け)/資料8-①
- ・県観光戦略部作成「令和 5 年 2 月 9 日観光戦略部・知事公室やりとり(概要)」(令和 5 年 1 2 月 5 日付け)/資料 1-32
- ・「『くまもと再発見の旅〜身近な人と身近な旅へ〜』事業参加申込書(旅行会社用)」/資料1-33

(8) 令和5年12月13日付け

- ・県観光戦略部作成「県内旅行助成事業『くまもと再発見の旅』の流れについて」(令和5年12月12日付け)/資料1-34
- ・令和5年2月9日付け知事への直行便及びそれに対する回答/資料1-35
- ・県観光振興課作成「記者会見想定問答 『くまもと再発見の旅』における不適切な運用等に係る 調査結果について」(令和5年3月30日付け)/資料1-36
- ・県内旅行助成「くまもと再発見の旅」事業に関する説明会関係資料/同上
- · 県観光振興課作成 弁護士相談記録/同上
- ・くまもと再発見の旅事務局(JTB)作成「株式会社阪急交通社あて回答書」(令和5年3月20日付け)/同上
- ・(株) 阪急交通社九州営業本部熊本支店作成「くまもと再発見の旅事務局あて照会状」(令和5年3月17日付け) ほか関係書類/同上

(9) 令和5年12月19日付け

- ・(公社) 熊本県観光連盟作成「『くまもと再発見の旅〜身近な人と身近な旅へ〜』事業業務委託仕 様書」一式/資料1-37
- ・「本件旅行助成事業に係る観光庁とのメール送受信記録」/資料1-38

(10) 令和6年1月12日付け

- ·全国旅行支援Q&A抜粋/資料1-40
- ・「くまもと再発見の旅」ホームページ管理画面(ハードコピー)/資料1-41

(11) 令和6年1月24日付け

- ・旅行業法に関する九州運輸局への照会状況/資料1-42
- ・県作成「『くまもと再発見の旅』について(案)」/資料1-43
- ・県観光振興課作成「訪日外国人旅行者周遊促進事業(地域観光事業支援)に係る補助金交付の再申請について」一式資料(令和3年6月28日付け起案分)/同上
- ・県観光振興課作成「訪日外国人旅行者周遊促進事業(地域観光事業支援)に係る補助金の交付申 請について」一式資料(令和3年4月9日付け起案分)/同上

(12) 令和6年2月22日付け

- ・くまもと再発見の旅事務局作成「(1日乗車券取扱)に該当すると想定される数値」/資料1-
- ・TKU ヒューマン担当者作成「【業務報告】県観光振興課・JTB『くまもと再発見の旅事務局』

とのやりとり」(令和5年1月23日付け) /同上

(13) 令和6年3月26日付け

- ・県観光振興課作成「県内旅行助成事業『くまもと再発見の旅』の資金の流れについて」
- ・県観光振興課作成「第三者調査委員会ヒアリング (R6.3.19) における確認事項について」

2 JTBから直接収集した資料

- ・旅行助成事業審査関係資料(チェックリスト、審査の流れ、業務上のルール・注意点)
- ・県担当者とのメール (時期不明) の写し
- ・「くまもと再発見の旅」(日帰り旅行割引申請書・宿泊料金割引申請書)
- ・「くまもと再発見の旅」管理システム登録マニュアル
- ・「くまもと再発見の旅」Q&A
- ・くまもと再発見の旅事務局発信メール (2022年4月6日 (水)) の写し
- ・くまもと再発見の旅事務局発信メール (2021年7月1日 (木)) の写し
- ・県担当者とのメール (2021年6月24日 (木)) の写し
- ・(公社) 熊本県観光連盟・「くまもと再発見の旅」事務局作成「くまもと再発見の旅〜身近な人と 身近な旅〜」旅行会社様向けマニュアル(宿泊旅行・日帰り旅行)
- ・令和6年3月1日付け電話聴取書
- ・令和6年3月22日付け電話聴取書

3 TKUヒューマンから直接収集した資料

- ・令和5年12月27日付け調査委員会宛TKUヒューマン回答書及び関係資料
- ・令和6年2月20日付け調査委員会宛TKUヒューマン回答書及び関係資料
- ・令和6年3月6日付け調査委員会宛TKUヒューマン回答書及び関係資料